

平成 27 年度 財務諸表解説

平成 29 年 1 月



国立研究開発法人
産業技術総合研究所

1. 内容

1. はじめに.....	4
1.1. 凡例.....	4
2. 法人の概要.....	4
2.1. 産総研のミッション.....	4
2.1.1. 産総研の業務.....	4
2.1.2. 産総研の研究戦略.....	5
2.1.3. 産総研のイノベーション推進戦略.....	5
2.2. 中長期目標期間.....	6
2.3. 産総研の規模・機構.....	6
2.3.1. 研究実施体制.....	6
2.3.2. 会計関連業務の分担体制.....	7
2.4. 法人の会計方針.....	7
3. 独立行政法人の会計制度.....	9
3.1. 政府出資.....	10
3.2. 運営費交付金.....	10
3.3. 施設整備費補助金.....	10
3.4. 目的積立金.....	10
3.5. 自己収入（受託収入等）.....	10
3.6. 独立行政法人固有の会計処理.....	11
3.6.1. 運営費交付金に係る会計処理.....	11
3.6.2. 施設費に係る会計処理.....	11
3.6.3. 自己収入（受託収入等）.....	11
3.6.4. 特定償却資産に係る会計処理.....	12
3.6.5. 中長期目標期間最終年度における会計処理.....	13
4. 平成 27 年度決算の特記事項.....	14
4.1. 独法会計基準の改訂について.....	14
4.1.1. セグメント情報の開示.....	14
4.1.2. 運営費交付金収益化基準.....	14
4.1.3. ソフトウェア資産性判断基準の変更.....	15
4.2. 固定資産の減損の認識.....	15
4.3. 福島再生可能エネルギー研究所新研究棟について.....	17
5. 運営状況及び財政状態の概要.....	18
5.1. 貸借対照表.....	18
5.1.1. 流動資産.....	19
5.1.2. 有形固定資産.....	20

5.1.3.	資本金及び資本剰余金.....	20
5.1.4.	利益剰余金.....	20
5.2.	損益計算書.....	22
5.2.1.	経常費用.....	23
5.2.2.	経常収益.....	23
5.3.	キャッシュ・フロー計算書.....	25
5.4.	行政サービス実施コスト計算書.....	26
5.4.1.	損益計算書に計上されないコスト.....	26
5.4.2.	機会費用.....	26
6.	収入及び支出決算の概要.....	27
6.1.	収入決算.....	27
6.1.1.	受託収入.....	29
6.1.2.	その他収入.....	30
6.2.	支出決算.....	31
7.	財務指標（財務分析）.....	33
7.1.	財務指標比較.....	33
7.1.1.	法人規模.....	34
7.1.2.	収益性分析.....	34
7.1.3.	効率性分析.....	34
7.1.4.	安全性分析.....	34
7.1.5.	その他の財務指標.....	34
7.2.	その他の財務分析.....	35
7.2.1.	収入対資産比率.....	35
7.2.2.	収入対支出比率.....	35

1. はじめに

独立行政法人産業技術総合研究所（平成 27 年 4 月 1 日より、「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に名称変更。以下「産総研」という。）は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資するため、旧工業技術院に置かれていた 15 の試験研究所及び旧通商産業省に置かれていた計量教習所を統合し、平成 13 年 4 月に発足した。

中央省庁等改革基本法（平成 10 年 6 月 12 日 法律第 103 号）において、独立行政法人（以下「独法」という。）は業務の実施にあたって「効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自立性、自発性及び透明性」を備えるべく制度設計されており、独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 103 号、以下「通則法」という。）に基づき、毎事業年度財務諸表を作成し、これを公表しなければならないとされている。

独立行政法人の財務諸表は、第一に当該法人の業務の遂行状況についての適確な把握に資すること、第二に当該法人の業務の適正な評価に資するため、独立行政法人会計基準に従って作成される。

ただし、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算を前提としないなどの独立行政法人の特殊性を考慮して、独立行政法人会計基準は企業会計原則に必要な修正が加えられたものとなっており、その結果、通常業務を行った場合には基本的には損益がフラットになるように設計されている。

このため、損益計算書は企業のように経営成績ではなく運営状況を表すものとされており、研究開発型¹の独立行政法人である産総研においても同様である。

以上のように財務諸表の解釈に留意すべき点があるとしても、そこに表れる運営状況ないし財政状態は国民への説明責任を果たすのみならず、経営上も有用な情報である。本書はこの目的のため、産総研の平成 27 年度財務諸表に解説を加え、財務指標等の分析を試み、会計情報を活用して業務運営の効率化の推進に資するために執筆したものである。

¹ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等

1.1. 凡例

- ① 本文中においては、断りのない限り表示桁未満を四捨五入。
- ② 図表においては、断りのない限り各項目の表示桁未満を四捨五入するため、合計と一致しないことがある。

2. 法人の概要

産総研は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的として、平成 13 年 4 月に旧工業技術院の研究所等を統合して発足した、国内最大級の公的研究機関である。

2.1. 産総研のミッション

2.1.1. 産総研の業務

産総研の業務の範囲は、国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成 11 年 2 月 22 日法律第 203 号。以下、「産総研法」という。）第 11 条第 1 項各号に以下のとおり定められている。

- ① 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。
 - ② 地質の調査を行うこと。
 - ③ 計量の標準を設定すること、計量器の検定、検査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと並びに計量に関する教習を行うこと。
 - ④ 前三号の業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。
 - ⑤ 産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）第 2 条第 2 項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を促進すること。
 - ⑥ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 43 条の 2 の規定による出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助を行うこと。
 - ⑦ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- これらの業務を行う上で、組織を事業等のまと

に関する法律（平成 21 年 7 月 10 日法律第 76 号）別表に掲げられる 37 独法を指す。

まりと同一の 7 領域、その他本部機能（イノベーション推進本部、TIA 推進センター）、法人共通に分類し、平成 27 年度より支出に係るセグメントも原則としてこの分類に従っている。（図 1）。

また、同条第 2 項では計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 148 条第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査を行うことが規定されている。

これら産総研が実施する業務の方法は、国立研究開発法人産業技術総合研究所業務方法書（以下、「業務方法書」という。）に定められており、業務を行う方法の一つとして、受託研究（第 4 条）や共同研究（第 6 条）を実施することができる。

2.1.2.産総研の研究戦略

産総研は、発足以来のスローガンである「技術を社会に」に基づき、2030 年の産業像・社会像を見据えて、以下の 4 つのゴールに向けて研究開発を促進し、科学イノベーションを主導する。（図 2）

第一に、膨大な情報・データから新たな知識や価値を導出する科学技術を創る。人とモノと情報を融合させることで、超スマートな産業・社会の実現を牽引する。

第二に、低炭素、資源循環を実現する科学技術を創る。我が国のみならず、世界が直面する課題を解決するため、化石燃料や希少資源に依存しない、無駄や廃棄物を徹底的に排除した持続可能な産業・社会の創出を牽引する。

第三に、原子・分子レベルで物質や生命のメカニズムを解明し、それらを自在に制御・活用する科学技術を創る。これにより新産業の創出や健康・長寿社会の実現を牽引する。

第四に、産業と社会の安全・安心を確保する科学技術を創る。産業の進化や国土の有効利用を支

え、災害に強い安全な社会の実現を牽引する。

2.1.3.産総研のイノベーション推進戦略

産総研は、多様な人材や組織・機関を集積させ、海外の機関とのネットワークを効果的に活用しながら、産業界に魅力的なプロジェクトを推進している。また、研究成果の蓄積、先端的な研究インフラの整備、人材の育成を継続的に進め、さらには研究開発や産業化に関わる研究支援体制の強化を中長期的な視野で行っている。

具体的には、以下のハブ機能強化のための 3 つのステージを設定し、それらに対する戦略的な取り組みを推進している。

- ステージ 1：有望シーズを生み出す
- ステージ 2：筋のよい技術に育てる
- ステージ 3：市場への出口をつくる

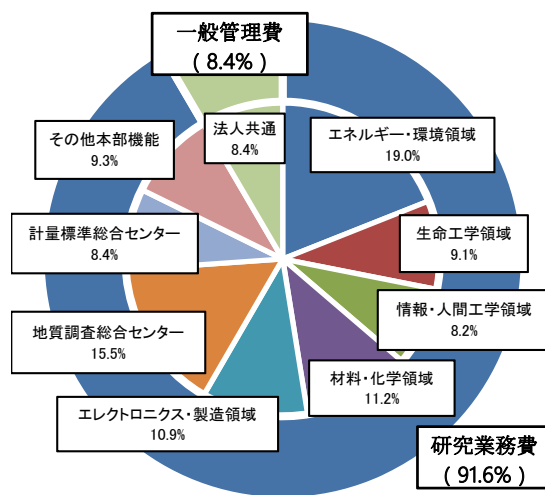


図 1 平成 27 年度事業費用のセグメント別内訳

2030年に向けた産総研の研究戦略



図 2 研究戦略

2.2. 中長期目標期間

平成 27 年度は、産総研の第 4 期中長期目標期間の 1 年目にあたる。

第1期	平成 13 年度	～	平成 16 年度
第2期	平成 17 年度	～	平成 21 年度
第3期	平成 22 年度	～	平成 26 年度
第4期	平成 27 年度	～	平成 31 年度

なお、各事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである（通則法第 36 条）。

2.3. 産総研の規模・機構

(1) 収入・人員の規模

産総研の平成 27 年度の収入決算額は 989 億円、うち 638 億円（64.5%）を所管府省である経済産業省からの運営費交付金に依存する。また、産総研の財産的基礎を築くための同省からの施設整備費補助金は 46 億円（4.7%）であり、その他受託収入等（以下、「自己収入」という。）が 305 億円（30.8%）である。〔6.1 参照〕

常勤職員数は平成 27 年 4 月 1 日現在で 2,968 名を擁し、研究職員 2,280 名（76.8%）及び事務職員 688 名（23.2%）から構成される。

(2) 全国の研究拠点（地域センター等）

産総研は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、主たる事業所の業務を支援する事務所を茨城県つくば市に置く。

また、研究業務を実施する研究拠点（地域センター等）を全国に 10 ヶ所設置して、最先端の研究に加え、地域技術ニーズへの対応及び地域産学官連携等を通して、産総研が総合力を発揮することによって地域貢献を果たしている（図 3）。

平成 27 年 4 月 1 日現在、法人の総敷地面積は 245 万 m²、総延床面積は 77 万 m² である。



図 3 全国の研究拠点（地域センター等）

2.3.1. 研究実施体制

(1) 研究ユニット

研究ユニットの研究パフォーマンス向上が産総研全体の成果向上の基本であるとの認識の下、平成 27 年 4 月 1 日時点で研究部門 27、研究センター 12 を設置し、これに領域内、領域間、地域といった様々な単位での研究活動の一層の活発化を目指している。

研究部門	企業への「橋渡し」に繋がる目的基礎研究から「橋渡し」研究まで一体的に取り組むとともに、中長期的キャリアパスを踏まえて研究人材を育成する研究組織。
研究センター	産総研独自の革新技术を産業や社会のニーズに応じて重点的に実用化・事業化につなげるため、研究部門、領域を超えて必要な人材を結集し企業との連携研究を中心に推進する時限の研究組織。

(2) 領域

産総研の領域はエネルギー・環境領域、生命工学領域、情報・人間工学領域、材料・化学領域、エレクトロニクス・製造領域、地質調査総合センター、計量標準総合センターの 7 つにわたる（図 4）。各研究ユニットは、いずれかの領域に所属する。

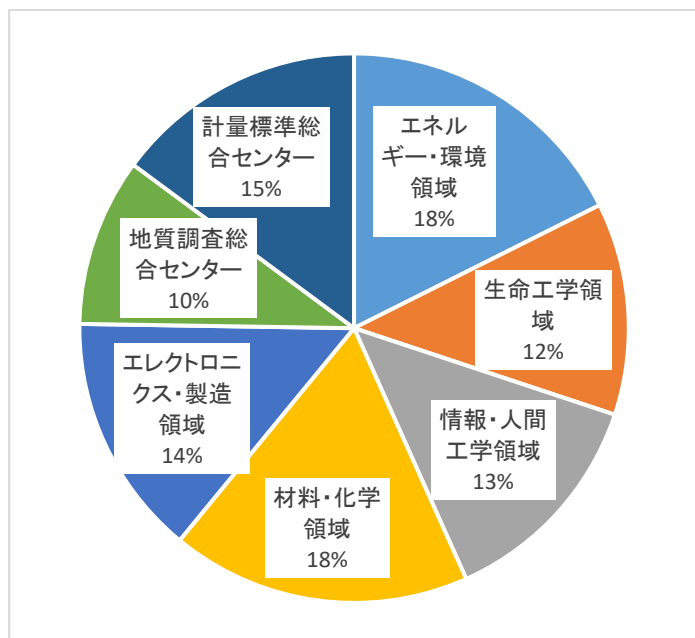


図 4 領域別の研究職員構成
（平成 27 年 4 月 1 日現在）

2.3.2. 会計関連業務の分担体制

平成 27 年度において、産総研の調達（契約）、経理、資産管理等の会計業務は、経理部（図 5）、つくばセンター及び地域センター等に設置されている各研究業務推進部室並びに工事・工事関連役務等の契約に関しては環境安全企画部で分担している。また、受託研究等の契約に関しては、産学官・国際連携推進部が担っている。

運営費交付金等に係る所内予算は企画本部が予算編成を行う。

2.4. 法人の会計方針

運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用

費用が発生したときに、その費用の額と同額の運営費交付金債務を運営費交付金収益に振り替える。（運営費交付金財源により、利益又は損失が生ずることはない。）

減価償却の会計処理方法

定額法を採用

引当金の計上基準

貸倒引当金

個別に回収可能性を検討し計上

賞与引当金・退職給付引当金

受託研究費等の自己収入を財源とする場合には引当金を計上

運営費交付金を財源とする場合には引当金は計上せず注記

消費税等の会計処理

税抜方式による

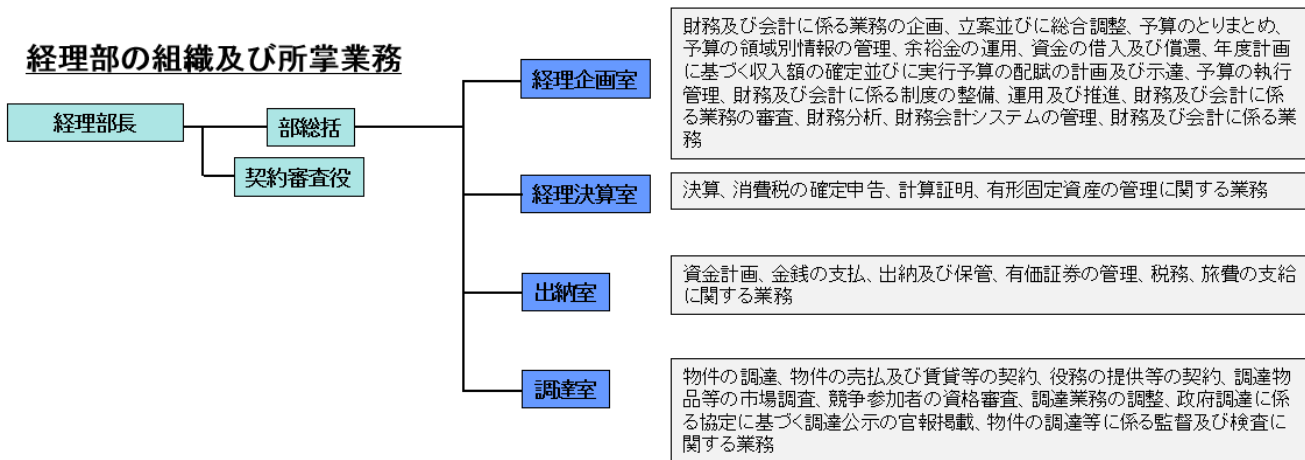


図 5 平成 27 年 4 月 1 日時点経理部の組織

研究推進組織の予算執行

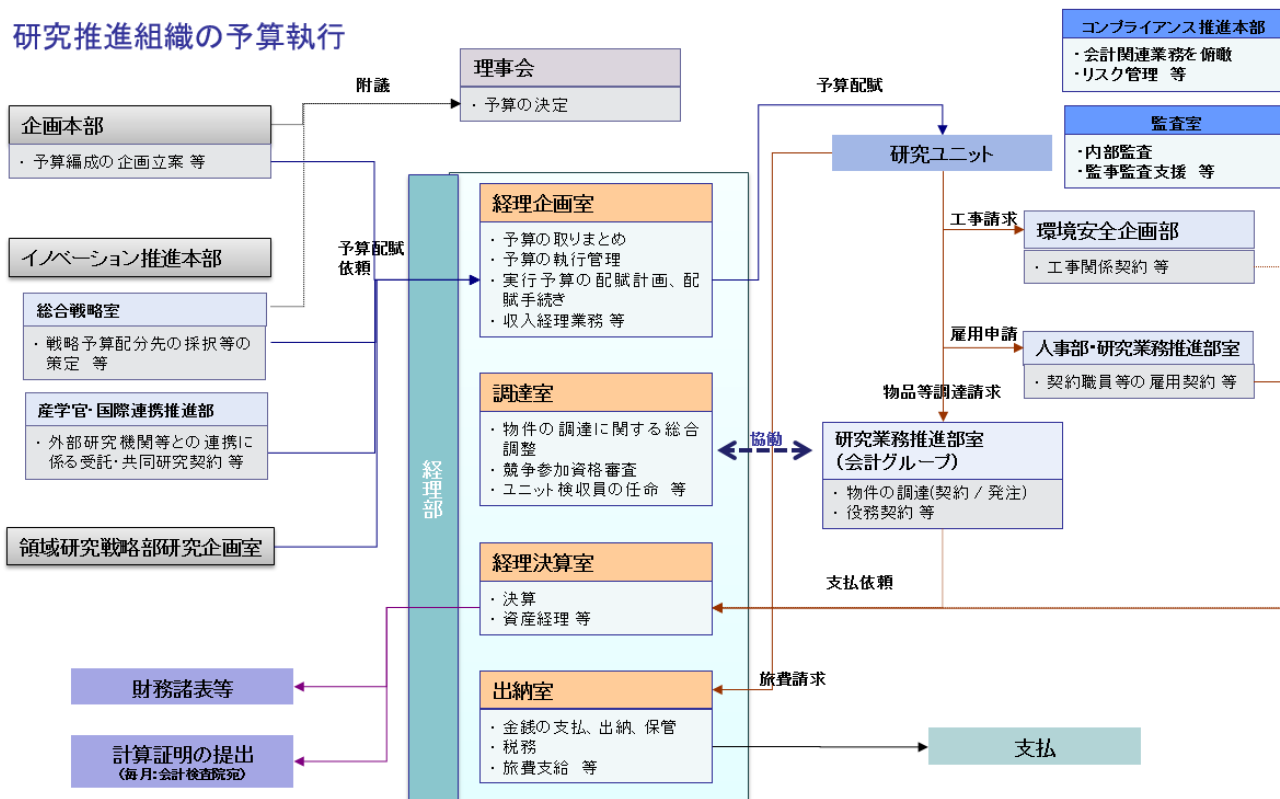


図 6 予算執行の流れ (平成 27 年 4 月 1 日時点)

3. 独立行政法人の会計制度

平成 26 年 6 月に改正された通則法においては、国立研究開発法人（以下「国研」という。）の主務大臣は、通則法に基づき、5 年以上 7 年以下の期間において当該国研が達成すべき業務運営に関する目標（以下、「中長期目標」という。）を定め、当該国研に指示する（通則法第 35 条の 4）。国研は、中長期目標の指示を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該中長期目標を達成するための計画（以下、「中長期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない（通則法第 35 条の 5）。

主務大臣は中長期目標期間の終了時には、研究開発に関する審議会の意見を聴きつつ、当該国研の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じる（通則法第 35 条の 7）旨が規定されており、国研の会計にあっては、事業年度のみならず中長期目標期間を単位とする会計処理を行うこととされている。

(1) 独立行政法人の会計基準

独法の会計は、主務省令の定めるところにより、原則として企業会計原則による（通則法第 37 条）。産総研の会計については、独立行政法人産業技

術総合研究所の業務運営、並びに財務及び会計に関する省令（経済産業省令第 108 号、以下「産総研財省会令」という。）の定めるところによる。同令に定めのない事項に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものと規定されているが（同令第 10 条第 1 項）、同基準に優先して、平成 11 年 4 月 27 日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独法の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下、「独法会計基準」という。）の適用を受ける（同第 3 項）。

(2) 財務諸表の作成及び監査

独法は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下、「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三ヶ月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない（通則法第 38 条）。

また、独法は、財務諸表等について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならない（同第 39 条）。また、会計監査人は主務大臣が選任する（同第 40 条）（図 7）。

平成 27 年度における産総研の財務諸表等は、経済産業大臣が選任した有限責任監査法人トーマツが会計監査人として監査した。

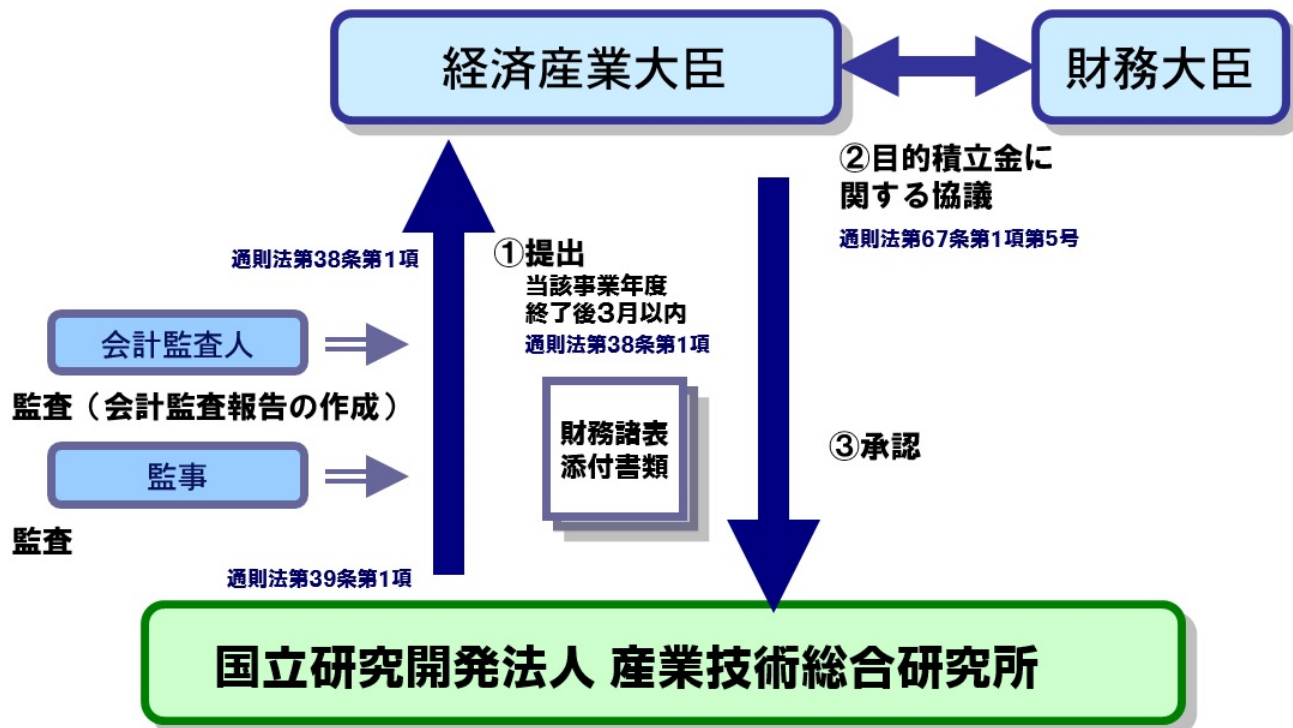


図 7 財務諸表等の提出と承認に係る手続き

(3) 会計検査院の検査（計算証明指定）

産総研の資本金の全額は政府出資 [3.1 参照] で

あり、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 22 条第 5 号の「国が資本金の 2 分の 1 以上を出

資している法人」にあたり、同条に基づき産総研の会計は会計検査院の検査を必要とする。

このため、産総研は計算証明規則（昭和 27 年会計検査院規則第 3 号）に基づく指定を受け、中期計画、年度計画及び財務諸表等を毎年度ないし変更の度に提出するとともに、合計残高試算表等を毎月、会計検査院に提出することとされている。（同法第 24 条）

3.1. 政府出資

独法は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない（通則法第 8 条第 1 項）。このため、政府は必要であると認めるときは、個別法で定めるところにより各独法に出資することができる（同第 2 項）。

平成 28 年 3 月 31 日現在、産総研法第 6 条に基づく出資金は、第 1 項（附則第 5 条に基づく国からの土地、建物等の承継資産）及び第 2 項（附則第 6 条に基づく産総研の成立の時点で建設中であった建物等の国からの追加出資）に基づく現物出資の計 2,847 億円である。

なお、独法は個別設置法の規定に基づき、民間や地方公共団体から出資を受け業務を実施する場合があるが、産総研は該当しない。

3.2. 運営費交付金

政府は、予算の範囲内において、独行法に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる（通則法第 46 条）。

運営費交付金は、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年 4 月 中央省庁等改革推進本部）において、いわば「渡しきりの交付金」として措置されるものであり、例えば一項一目を立て、使途の内訳は特定せず、国の事前の関与を受けることなく予定の使途以外の使途に充てることとされている。また、中期目標期間内にあつては翌年度に当年度の残余を繰り越すことができる。

平成 27 年度において、国から産総研に運営費として交付された金額は 638 億円である（東日本大震災復興特別会計 11 億円を含む）。〔6.1 参照〕

平成 27 年度一般会計予算 経済産業省	
(項)	独立行政法人産業技術総合研究所運営費
(目)	独立行政法人産業技術総合研究所運営

費交付金

3.3. 施設整備費補助金

「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年 4 月 中央省庁等改革推進本部）では、独法の施設費等に係る経費であつて、国の予算において公債発行対象経費であるものについては、運営費交付金とは別に措置するとされている。

平成 27 年度において、国から産総研に補助金として交付された施設費は 46 億円である。〔6.1 参照〕

平成 27 年度一般会計予算 経済産業省	
(項)	独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費
(目)	独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費補助金

なお、施設費で固定資産を取得した場合、特定償却資産である場合は同額を資本剰余金に計上し、独法の財産的基礎を構成する。〔3.6.4 参照〕

3.4. 目的積立金

独法は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ（通則法第 44 条第 1 項）、なお残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を中期計画における剰余金の使途に充てることとされている（同第 3 項）。これを「目的積立金」又は「3 項積立金」という。

なお、目的積立金とされない場合には、その残余の額を積立金として整理しなければならない（同第 1 項）。この積立金を「1 項積立金」という。

産総研の中期計画における剰余金が発生したときの使途は以下のとおりである。

- ・ 用地の取得
- ・ 施設の新営、増改築及び改修
- ・ 任期付職員の新規雇用 等

目的積立金は財務諸表の貸借対照表における純資産の部の利益剰余金において、使途ごとに適切な名称を付した積立金に区分して表示（独法会計基準第 58-3）するが、第 3 期目標期間において目的積立金はなく、平成 27 年度においても目的積立金の承認申請は行っていない。〔5.1.4 参照〕

3.5. 自己収入(受託収入等)

産総研は、業務方法書により受託研究や共同研究を実施することができる〔2.1.1 参照〕。このため、産総研は委託者や共同研究相手方と契約を締

結し、当該研究開発に必要な経費を自己収入として得ることができる。また、計量標準総合センターの業務においては、計量法第 166 条及び第 168 条の 2 に規定する特定計量器の検定、型式承認、特定標準器による校正等の事務に当たり、適正な対価の支払いを受けることができる（業務方法書第 17 条）。

このように、産総研は運営費交付金や施設整備費補助金以外に、自己収入をもって研究開発等を実施している。

3.6. 独立行政法人固有の会計処理

3.6.1. 運営費交付金に係る会計処理

独法が運営費交付金を受領したときは、相当額を負債である運営費交付金債務としてこれを整理する（独法会計基準第 81-1）。

運営費交付金債務は中長期目標等の期間中は、運営費交付金を業務の進行に応じて収益化を行う方法（以下「業務達成基準」という。）によって収益化を行うことを原則とする。「収益化基準の単位としての業務」（以下「収益化単位の業務」という。）とは、法人の事務・事業など継続的に実施される活動を示し、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われている業務とする。（独法会計基準第 81-2）〔4.1 参照〕

業務達成基準の適用年度については、平成 28 年度からの適用も容認されたため（改正独法会計基準前文）、産総研では、平成 27 年度においても、運営費交付金の収益化は費用進行基準を採用し、運営費交付金債務は各々の取引において費用が発生したときに同額を取り崩して収益化を行った。また、固定資産を取得したときは、運営費交付金債務を取得価格と同額の「資産見返運営費交付金」（負債）に振り替え、減価償却費に伴いこれを取り崩して「資産見返運営費交付金戻入」（収益）に振り替えるため、利益又は損失は発生しない。（図 8）。

運営費交付金債務の残余は中期目標及び中長期目標期間内においては翌年度にこれを繰り越すことができるが、中期目標期間の最終年度の期末処理において全額収益に振り替えなければならないこととされている（独法会計基準第 81-4）。

3.6.2. 施設費に係る会計処理

独法が施設費を受領したときは、相当額を負債である預り施設費として整理し、施設費で固定資産を取得した場合、当該資産が非償却資産又は特定償却資産〔3.6.4 参照〕である場合には、固定資産の取得費に相当する額を預り施設費から資本剰余金に振り替え、独法の財産的基礎を構成する（独法会計基準第 82）。（3.3 参照）

3.6.3. 自己収入（受託収入等）

① 当該中長期目標期間

受託収入は事業終了時に収益計上するが、取得した固定資産のうち減価償却費を除き当年度の費用とはならないため、固定資産取得年度においてはその簿価相当が利益となる。一方で、翌年度以降には当該固定資産の減価償却費計上に伴う損失が発生する。このため、固定資産取得時の利益を「積立金」（通則法第 44 条第 1 項）とし、翌年度以降の減価償却費の補填に充てる（通則法第 44 条第 2 項）（図 9）。

② 次期中長期目標期間

中長期目標期間最終年度における、自己財源で取得した固定資産の簿価に相当する積立金は、産総研法第 12 条に基づいて主務大臣の承認を受けて次期に繰り越し、翌中長期目標期間において、この「前中期目標期間繰越積立金」を減価償却費の発生に伴って取り崩すため、前中期目標期間分については利益又は損失は発生しない（図 10）。

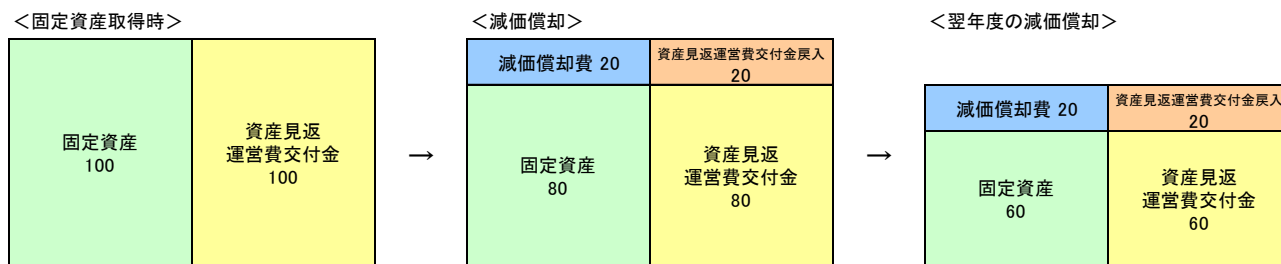


図 8 運営費交付金で取得した資産の減価償却

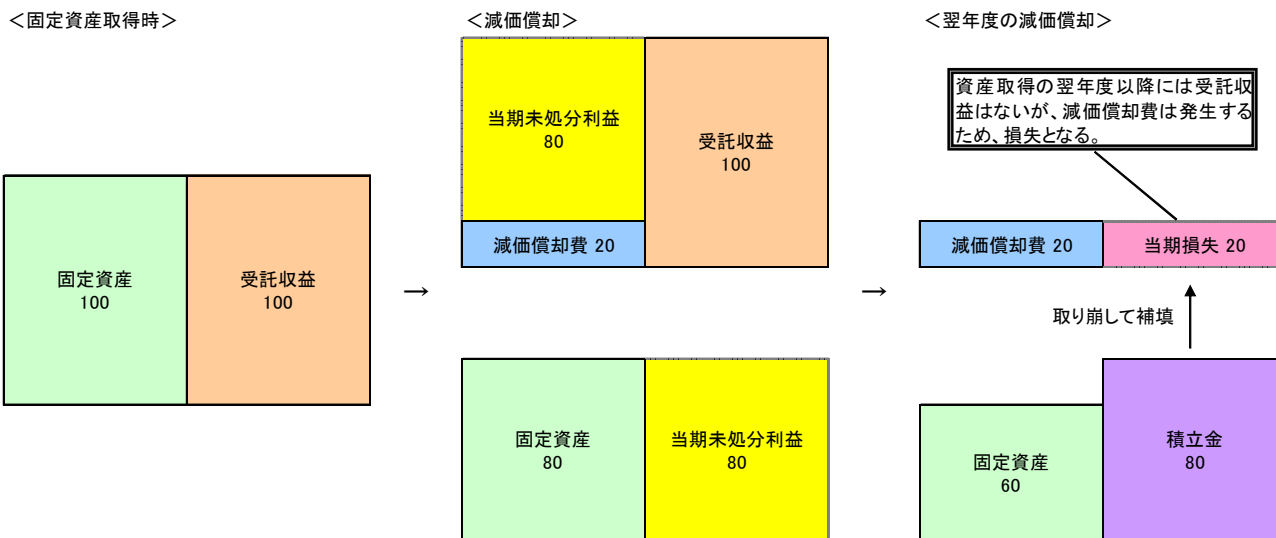


図 9 自己収入で取得した資産の減価償却 (当該中長期目標期間)

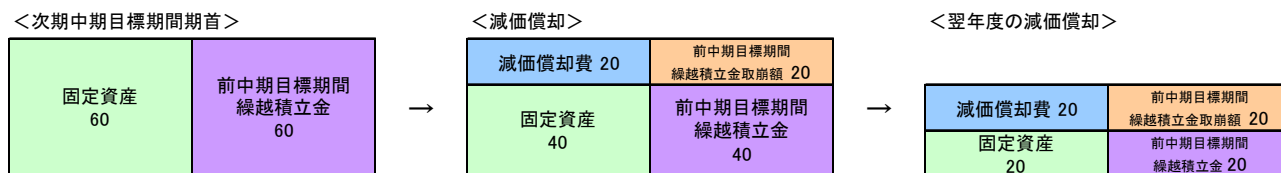


図 10 自己収入で取得した資産の減価償却 (次期中長期目標期間)

3.6.4. 特定償却資産に係る会計処理

独法が固定資産を取得するに当たっては、国は国有財産の現物出資〔3.1 参照〕あるいは施設費の交付〔3.3 参照〕等を行うことができるものとされている。

一方で、業務運営の財源を運営費交付金〔3.2 参照〕に依存することになる独法においては、これらの固定資産の減価を、運営費交付金ないしその他の収益で充当することが必ずしも予定されておらず、独法の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることができる。

このため、独法が保有する資産のうち、その減価

に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額することとされている（独法会計基準第 87、産総研財会省令第 11 条）。

従って、特定償却資産の減価償却は損益計算書には表れないが、資本剰余金に損益外減価償却累計額としてマイナス計上されるほか、附属明細書においてその明細を記載することとされている（独法会計基準第 79）（図 11）。

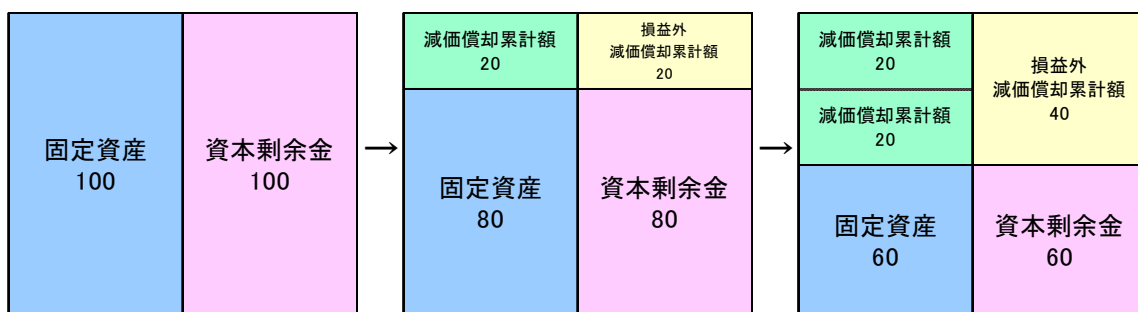


図 11 特定償却資産の減価償却

3.6.5. 中長期目標期間最終年度における会計処理

独法の中長期目標期間の最後の事業年度においては、当期末処分利益は積立金として整理しなければならない（独法会計基準第 96）。また、目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金が残っている場合にも、積立金に振り替えなければならない（同）。

産総研は、この積立金のうち、経済産業大臣の承認を受けた金額を、次の中長期目標期間における業務の財源に充てることができる（産総研法第 12 条第 1 項）。この積立金は次期中長期目標期間においては、前中期目標期間繰越積立金として計上する。なお、繰越承認額を差し引いた積立金の残余があるときには、国庫に納付しなければならない（同条第 3 項）（図 12）

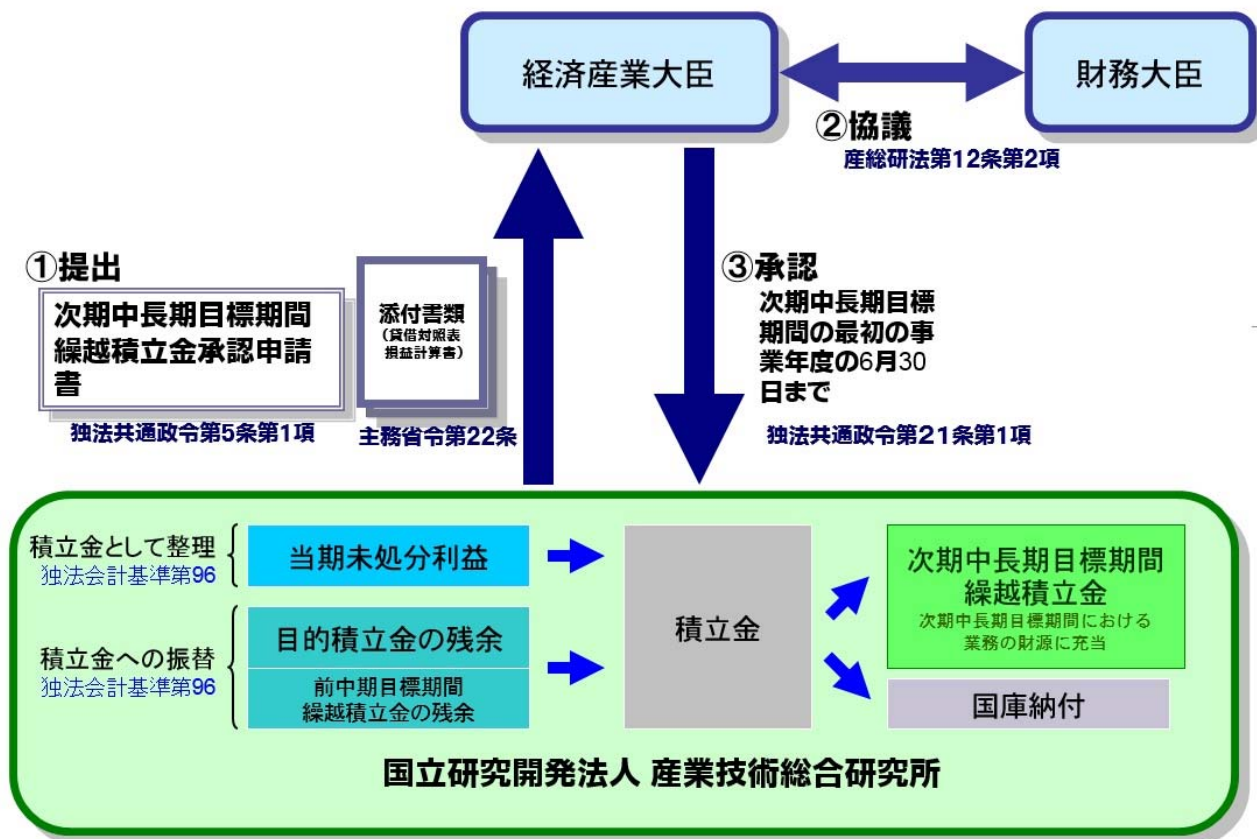


図 12 中長期目標期間最終年度における積立金の処分に係る手続き

4. 平成 27 年度決算の特記事項

4.1. 独法会計基準の改訂について

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）や通則法の改正（平成 26 年 6 月 13 日改正）に伴い、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注

解（以下注解という。）」（平成 27 年 1 月 17 日改訂）と、「独立行政法人会計基準」に関する Q&A（以下 Q&A という。）（平成 27 年 3 月改訂）が改訂された。主な変更点は、4-1.1～4-1.3 を参照。

4.1.1. セグメント情報の開示

独法における開示すべきセグメント情報は、当該独法の中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報とする。（独法会計基準第 43-1）

平成 27 年度以降の産総研におけるセグメント情報は、エネルギー・環境領域、生命工学領域、情報・人間工学領域、材料・化学領域、エレクトロニクス・製造領域、地質調査総合センター、計量標準総合センター、その他本部機能（イノベーション推進本部、TIA 推進センター）、法人共通の 9 つである。

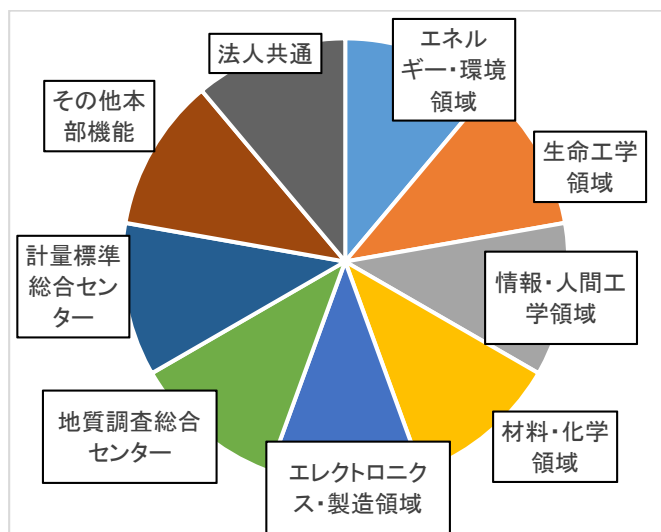


図 13 平成 27 年度以降のセグメント情報

4.1.2. 運営費交付金収益化基準

運営費交付金債務は中長期目標等の期間中は、業務達成基準によって収益化を行うことを原則とする。（独法会計基準第 81-2）ただし、管理部門の活動に限っては、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化することが認められている。（注解第 61-3）

なお、上記収益化基準の適用は、会計システムの整備等により実務上困難な場合には、平成 28 年度からでもよいと容認されたため（独法会計基準前文）、平成 27 年度は従前通り、費用進行基準により収益化を行った。

収益化基準の名称	適用について	根拠	例外のケース
業務達成基準	原則	独法会計基準第81-2	-
期間進行基準	限定	注解61-3	管理部門の活動
費用進行基準	極めて例外	注解61-4	業務と運営費交付金との対応関係が示されない場合。 (例: 期中に震災対応のための突発的な業務が複数発生し、当該業務の予算、期間等を見積もることができないなど)

図 14 収益化基準の分類

4.1.3 ソフトウェア資産性判断基準の変更

ソフトウェアの資産性について、独法のサービス提供能力が期待されるソフトウェア等についても、無形固定資産として計上する取扱いとする

ことが明確にされた。(Q&A 第 32-4)

なお、平成 27 年度のソフトウェアの無形固定資産への計上額は 2.6 億円であった。

4.2. 固定資産の減損の認識

固定資産の減損の認識とは、民間企業等に適用される企業会計基準においては、収益性の低下等により投資額の回収が見込めなくなった固定資産について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、損失を将来に繰り延べないために行われる会計処理である。

独法においても、国民に財政状況を明らかにするという貸借対照表の作成目的に鑑みて、独立行政法人減損会計基準が設けられている。同基準に基づき、平成 27 年度は固定資産の減損を認識し、

減損の会計処理 (27.5 億円) を行った。減損の認識の対象となった資産は北海道センター E 3 棟及び附属設備のほか、5 件である。(表 1)

また、同基準に基づき、使用しないと決定した東京本部小金井支所及び附属設備(図 15)のほか、13 件について、減損の兆候(固定資産に減損が生じている可能性を示す事象)が認められたが、これらの建物等は、廃棄処分が決定していないため、減損の認識に至っていない。(表 2)



図 15：東京本部 小金井支所正門

固定資産	使用しないという決定を行った経緯	減損前帳簿価格	減損価額	減損後帳簿価格 (H28.3.31時点)
北海道センター E3棟及び附属設備	経年劣化による老朽化が顕著であるなど倒壊等による危険防止等に鑑み、閉鎖することを決定いたしました。	3,154,952円	3,154,943円	9円
つくばセンター 西-2C棟及び附属設備		59,558,332円	59,558,300円	32円
つくばセンター 東-2E棟及び附属設備		57,739,258円	57,739,227円	31円
関西センター 尼崎支所 建物及び附属設備等		1,462,875,317円	1,462,875,066円	251円
関西センター 尼崎支所 敷地		2,803,248,350円	1,163,248,620円	1,639,999,730円

表 1 平成 27 年度において減損の会計処理を行った固定資産一覧

固定資産	使用しないという決定を行った経緯	帳簿価格
東京本部小金井支所及び附属設備	東京本部小金井支所及び附属設備は、プラスチックを用いた「軽く」「薄く」「割れにくい」基板材料を開発するとともに、多機能複合化部材を一体的に作り込むことによって、部品点数の削減やコスト低減等を実現し、高い国際競争力を有する次世代モバイル用基板材料を開発することを目的として使用してきましたが、平成24年度末に目的を達成し共同研究が終了したため、建物等を処分することいたしました。	390,875,290円
北海道センターE6棟及び附属設備	北海道センターE6棟及び附属設備は、耐用年数を超過し、老朽化が著しく継続使用するには高額な老朽化対策費が見込まれる建物であることから改修せず、他の施設を使用して業務を継続することいたしました。	41,815,260円
北海道センターF1棟及び附属設備	北海道センターF1棟及び附属設備は、耐用年数を超過し、老朽化が著しく継続使用するには高額な老朽化対策費が見込まれる建物であることから改修せず、他の施設を使用して業務を継続することいたしました。	11,326,544円
北海道センターF4棟及び附属設備	北海道センターF4棟及び附属設備は、小規模で耐用年数を超過し、老朽化が著しく継続使用するには高額な老朽化対策費が見込まれる建物であることから改修せず、他の施設を使用して業務を継続することいたしました。	1,851,847円
つくばセンター第5事業所5-4C棟及び附属設備	つくばセンター第5事業所5-4C棟及び附属設備は、老朽化が進んでおり、今後継続して利用するには、大規模な改修が必要であるなど、投資効果が著しく低いことから改修せず、他の施設を使用して業務を継続することいたしました。	54,543,607円
つくばセンター第6事業所6-5棟及び附属設備	つくばセンター第6事業所6-5棟及び附属設備は、老朽化が進んでおり、今後継続して利用するには、大規模な改修が必要であるなど、投資効果が著しく低いことから改修せず、他の施設を使用して業務を継続することいたしました。	35,972,387円
つくばセンター西事業所4A棟及び附属設備	つくばセンター西事業所4A棟及び附属設備は、老朽化が進んでおり、今後継続して利用するには、大規模な改修が必要であるなど、投資効果が著しく低いことから改修せず、他の施設を使用して業務を継続することいたしました。	210,169,483円
関西センター機械材料試験工場及び附属設備	関西センター機械材料試験工場及び附属設備は、耐用年数を超過し、老朽化が著しく継続使用するには高額な老朽化対策費が見込まれる建物であることから改修せず、他の施設を使用して業務を継続することいたしました。	57,320,510円
関西センター中間試験工場及び附属設備	関西センター中間試験工場及び附属設備は、耐用年数を超過し、老朽化が著しく継続使用するには高額な老朽化対策費が見込まれる建物であることから改修せず、他の施設を使用して業務を継続することいたしました。	54,782,867円
関西センター生体工学実験棟及び附属設備	関西センター生体工学実験棟及び附属設備は、老朽化が進んでおり、今後継続して利用するには、大規模な改修が必要であるなど、投資効果が著しく低いことから改修せず、他の施設を使用して業務を継続することいたしました。	20,320,577円
関西センター恒温恒湿棟及び附属設備	関西センター恒温恒湿棟及び附属設備は、外気温の影響を低減させるため窓がほとんどない特殊で極めて小規模な老朽化した建物であるため、今後の利用見込みもなく、他の研究用途への転用も出来ないことから改修せず、他の施設を使用して業務を継続することいたしました。	4,988,842円
関西センター電池実験棟新館及び附属設備	関西センター電池実験棟新館及び附属設備は、老朽化が進んでおり、今後継続して利用するには、大規模な改修が必要であるなど、投資効果が著しく低いことから改修せず、他の施設を使用して業務を継続することいたしました。	36,602,721円
関西センター電池収納室1及び附属設備	関西センター電池収納室1及び附属設備は、小規模で他の建物で代用可能で今後の利用見込みもないことから改修せず、他の施設を使用して業務を継続することいたしました。	1,834,394円

表 2 平成 27 年度における減損の兆候

4.3. 福島再生可能エネルギー研究所新研究棟について

平成 25 年度東日本大震災復興特別会計「グローバル認証基盤整備事業（大型パワーコンディショナ）」（復興庁）により、平成 28 年 1 月に福島再生可能エネルギー研究所に大型パワーコンデ

ィショナに関する施設（スマートシステム研究棟）が整備された。建物等の取得原価は、86 億円であった。民間企業等の認証事業者との共同のもと、大型パワーコンディショナのグローバル認証事業への推進を図る。



図 17 スマートシステム研究棟

5. 運営状況及び財政状態の概要

5.1. 貸借対照表

貸借対照表は、独法の財政状態を明らかにするため、貸借対照日におけるすべての資産、負債及び純資産を記載するものである。

産総研の資産 3,573 億円のうち、有形固定資産は 3,301 億円と大部分（92.4%）を占める。これ

に対し、純資産である資本金と資本剰余金の計は 2,905 億円であり、有形固定資産の大部分は政府出資又は施設整備費補助金の交付により取得した建物、土地等である（図 18、図 19）。

〔3.1、3.3、3.6.2、1.1.1 参照〕

平成27年4月1日～平成28年3月31日 単位:百万円

研究業務未収金		資産		負債		研究業務未払金	
研究業務未収金	5,965	I 流動資産	24,266	I 流動負債	24,401	研究業務未払金	7,536
未収金	50	現金及び預金	14,537	運営費交付金債務	6,835	未払金	2,905
たな卸資産	3,225	未収金	6,015	未払金	10,907	未払消費税	465
前送金	34	その他流動資産	3,714	その他流動負債	6,659	預り補助金等	8
前払費用	285	II 固定資産	333,082	II 固定負債	30,130	預り寄附金	107
立替金	48	建物等	520,368	資産見返負債	30,030	リース債務	10
その他	122	建物等減価償却累計額	△ 296,696	長期預り寄付金	59	前貸金	5,682
建物	259,452	建物等減損損失累計額	△ 2,260	長期リース債務	9	預り金	743
構築物	37,736	土地	110,644	引当金	31	賞与引当金	27
機械及び装置	46,280	土地減損損失累計額	△ 1,956	負債合計	54,531	その他	83
車両運搬具	130	建設仮勘定	48	純資産		資産見返運営費交付金	23,265
工具器具備品	176,770	産業財産権	1,118	I 資本金	284,741	資産見返補助金等	826
建物減価償却累計額	△ 115,818	ソフトウェア	260	II 資本剰余金	5,734	資産見返寄附金	3
構築物減価償却累計額	△ 15,894	その他の無形固定資産	1,241	III 利益剰余金	12,342	建設仮勘定見返運営費交付金	23
機械及び装置減価償却累計額	△ 22,762	投資その他の資産	315	純資産合計	302,818	建設仮勘定見返施設費	5,912
車両運搬具減価償却累計額	△ 102	資産合計	357,348	負債純資産合計	357,348	資産見返物品受贈額	-
工具器具備品減価償却累計額	△ 142,119					退職給付引当金	31
電話加入権	32	破産更生債権等	22	前中期目標期間繰越積立金	7,840	資本剰余金	174,030
産業財産権仮勘定	1,210	貸倒引当金	△ 22	積立金	-	損益外減価償却累計額	△ 164,089
		敷金・保証金	12	当期未処分利益	4,502	損益外減損損失累計額	△ 4,206
		その他	303				
		建物減損損失累計額	△ 1,747				
		構築物減損損失累計額	△ 147				
		機械及び装置減損損失累計額	△ 361				
		工具器具備品減損損失累計額	△ 5				

〔注〕金額欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によるため、端数においては合計と一致しないものがある。

図 18 平成 27 年度貸借対照表概要（1）

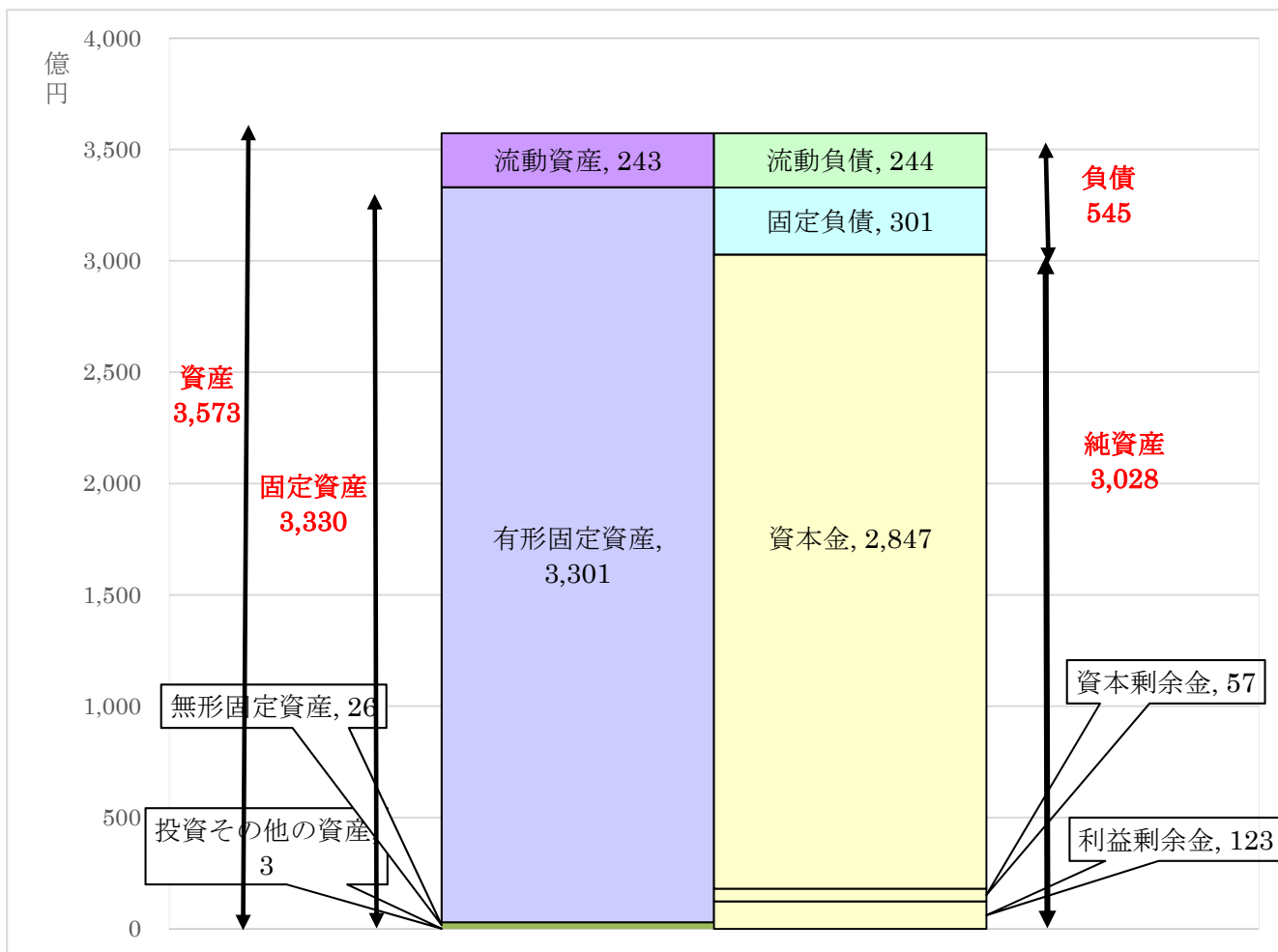


図 19 平成 27 年度貸借対照表の概要 (2)

5.1.1. 流動資産

産総研の流動資産は平成 28 年 3 月 31 日現在、243 億円であり、現金及び預金 145 億円 (59.9%)、未収金 60 億円 (24.8%) が大部分を占める。

また、現金及び預金のうち、運営費交付金以外で受託研究、共同研究等に伴い、委託元や共同研究相手先からの前受金として保有しているものなど、支払に充てるまで一定の期間があるものの一部について、平成 23 年度より短期の定期預金で運用を行っており、残高は平成 28 年 3 月 31 日現在で 20 億円となっている (図 20)。

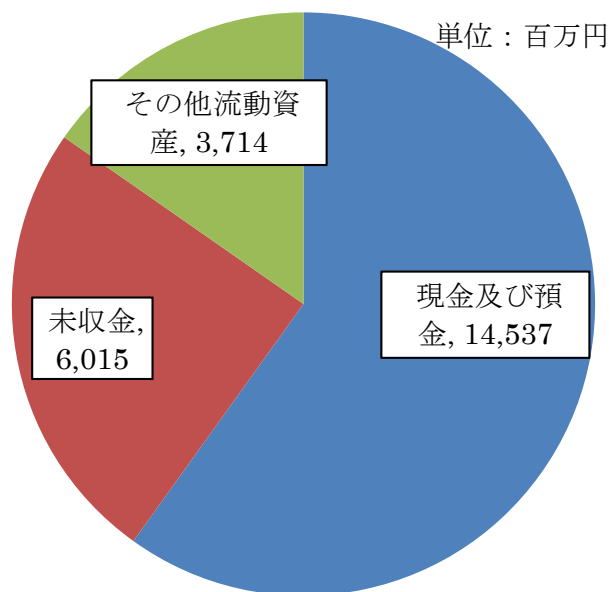


図 20 平成 27 年度流動資産の内訳

5.1.2. 有形固定資産

産総研の有形固定資産は平成 28 年 3 月 31 日現在、3,301 億円であり、建物が 1,419 億円（43.0%）、土地が 1,087 億円（32.9%）と大部分を占める（図 21）。

資産価額に着目すると、産総研は第 1 期に、建物や工具器具備品等の資産を集中的に取得して研究インフラを整備し、第 2 期以降部分的にそれらを更新しつつ、インフラを拡充してきた。また、第 3 期では補正予算等を活用し、福島再生エネルギー研究所の設置や大規模な老朽化対策を行ってきた。

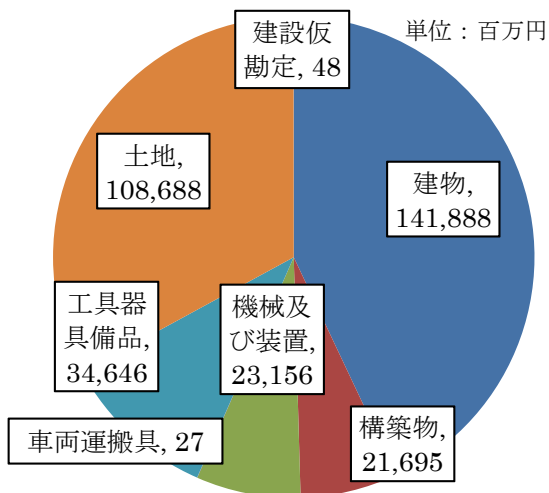


図 21 平成 27 年度有形固定資産の内訳

5.1.3. 資本金及び資本剰余金

産総研の財産的基礎は、政府出資〔3.1 参照〕及び施設整備費補助金〔3.3 参照〕等で取得した固定資産で構成される。これらの資産の簿価相当額は純資産の部の資本金及び資本剰余金において表示される。〔3.6.4 参照〕

出資資産の減価償却分は資本剰余金の損益外減価償却累計額に控除項目として表示されるため、財産的基礎は資本金と資本剰余金の合算額として把握できる（図 23）。

5.1.4. 利益剰余金

産総研の平成 27 年度利益剰余金 123 億円のうち、45 億円（36.5%）は平成 27 年度に自己収入で取得した資産の簿価であり、78 億円（63.5%）は第 1 期、第 2 期及び第 3 期に自己財源で取得した固定資産の減価償却費及び除却損相当額の非キャッシュの積立金である（図 24）。〔3.6.3 参照〕

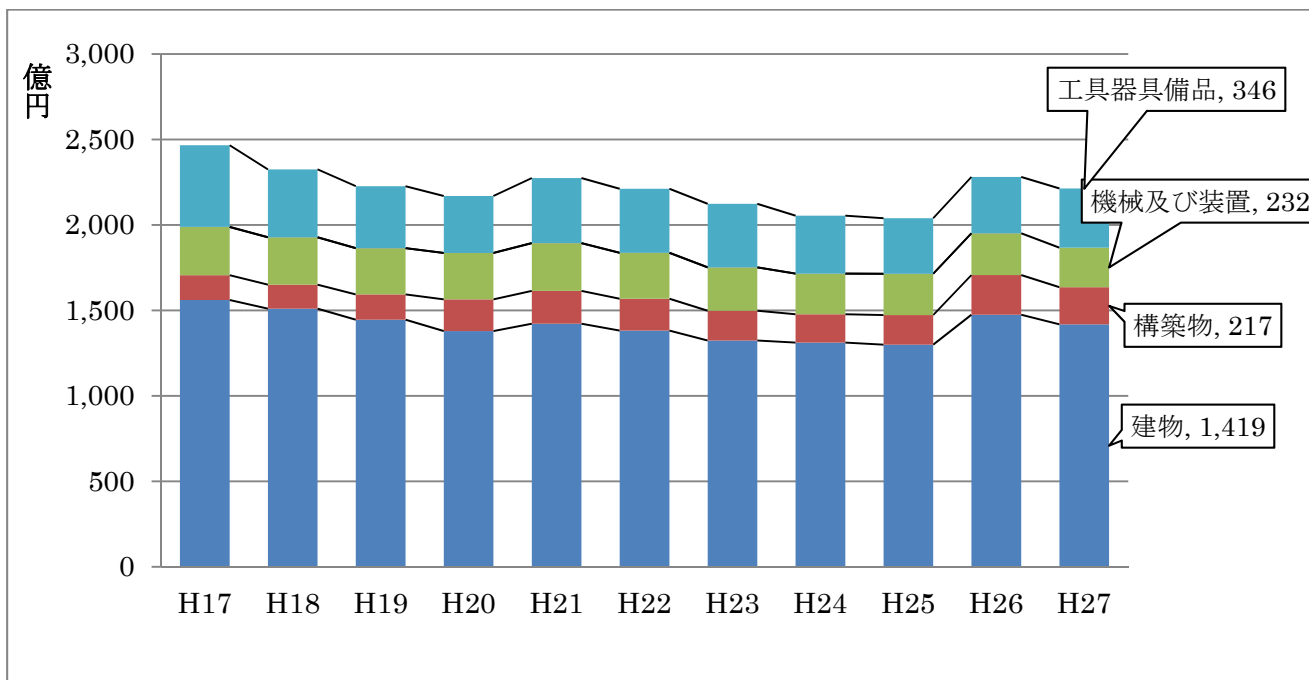


図 22 有形固定資産の推移

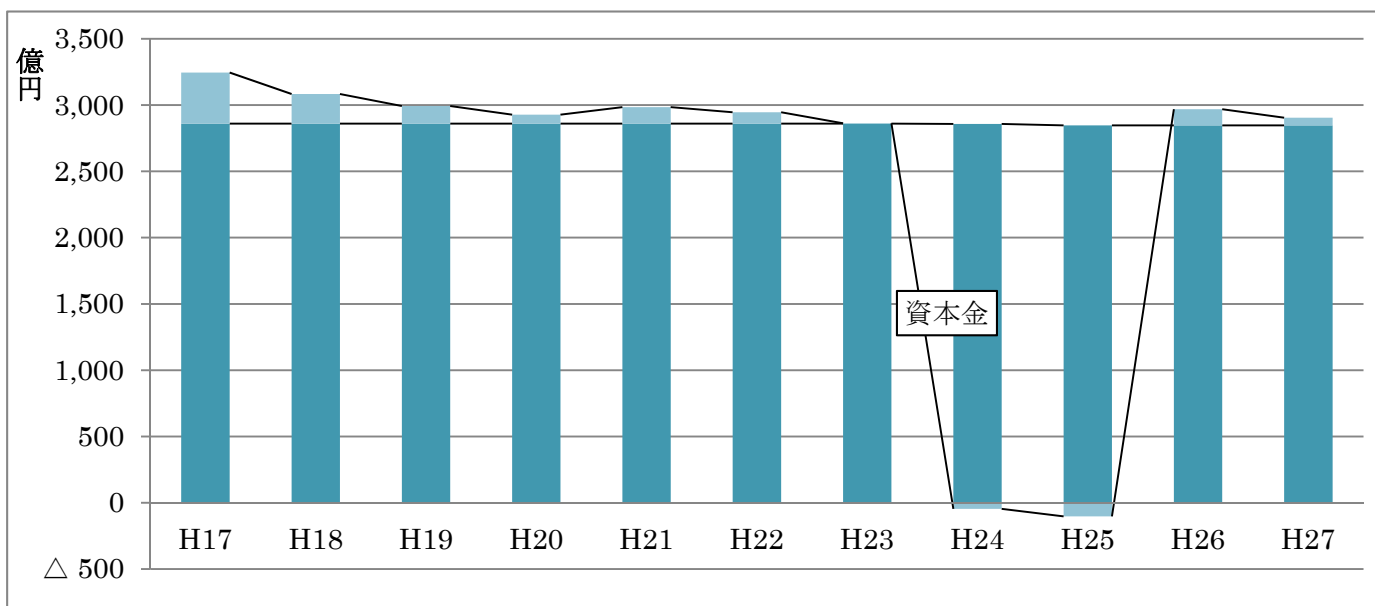


図 23 資本金及び資本剰余金の推移 (※)

※H24～25 の期間は、建物等の減損を認識した損益外減損損失の計上や建物等の取壊しに伴う除却等が要因となり、資本剰余金の金額の総額はマイナスとなった。

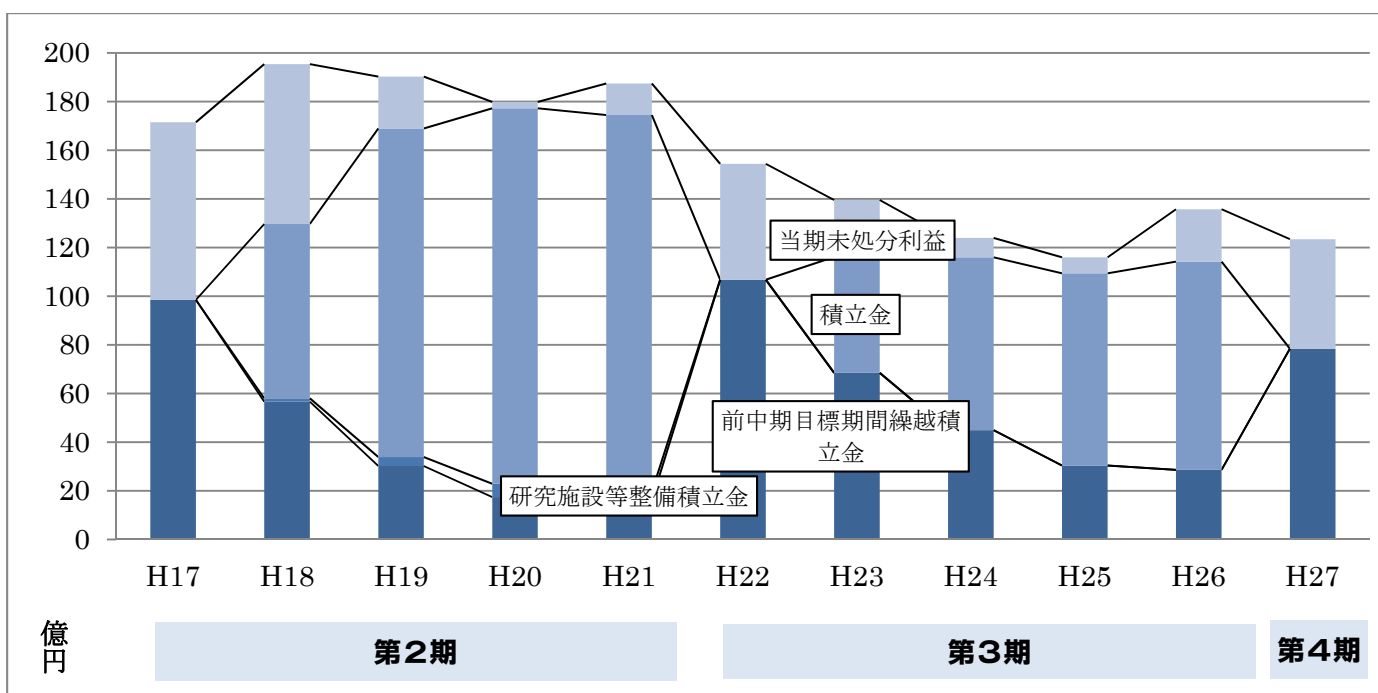


図 24 利益剰余金の推移

5.2. 損益計算書

損益計算書は、独法の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する独法のすべての費用とこれに対応するすべての収益を記載するものである。

産総研の収益及び費用は、運営費交付金に係る会計処理〔3.6.1 参照〕のように、基本的に損益が均衡する設計となっているが自己収入で取得し

た資産の減価に関してはその例外となる〔3.6.3 参照〕。平成 27 年度は経常利益が 12 億円、当期純利益が 11 億円となり、前中期目標期間繰越積立金を取崩すことにより、当期総利益は 45 億円となった（図 25、図 26）。

これらは当期末処分利益として貸借対照表に計上し、財務諸表の大臣承認後、積立金に振替られる。〔5.1.4 参照〕

平成27年4月1日～平成28年3月31日		単位:百万円	
経常費用		経常収益	
研究業務費	81,421	運営費交付金収益	59,145
人件費	38,863	物品受贈収益	1,686
減価償却費	10,389	知的所有権収益	283
その他	32,169	研究収益	5,525
一般管理費	7,504	受託収益	19,177
人件費	3,458	その他	4,355
減価償却費	47		
その他	3,999	経常収益合計	90,171
経常費用合計	88,925	臨時利益	415
臨時損失	564	当期純利益	1,098
固定資産除却損	543	前中期目標期間繰越	3,404
固定資産減損損失	1	積立金取崩額	
その他	20	当期総利益	4,502
		資産見返運営費交付金戻入	184
物品受贈益	1,684	資産見返物品受贈額戻入	60
物品承継受贈収益	2	資産見返承継受贈額戻入	153
		延滞金収入 他	19
		運営費交付金戻入	53,827
		資産見返運営費交付金戻入	5,318
		国及び地方公共団体	8,306
		その他の団体	10,871
		補助金等収益	3,364
		寄附金収益	31
		建物及び物件貸付料	136
		その他	824

[注]金額欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数においては合計と一致しないものがある。

図 25 平成 27 年度損益計算書の概要 (1)

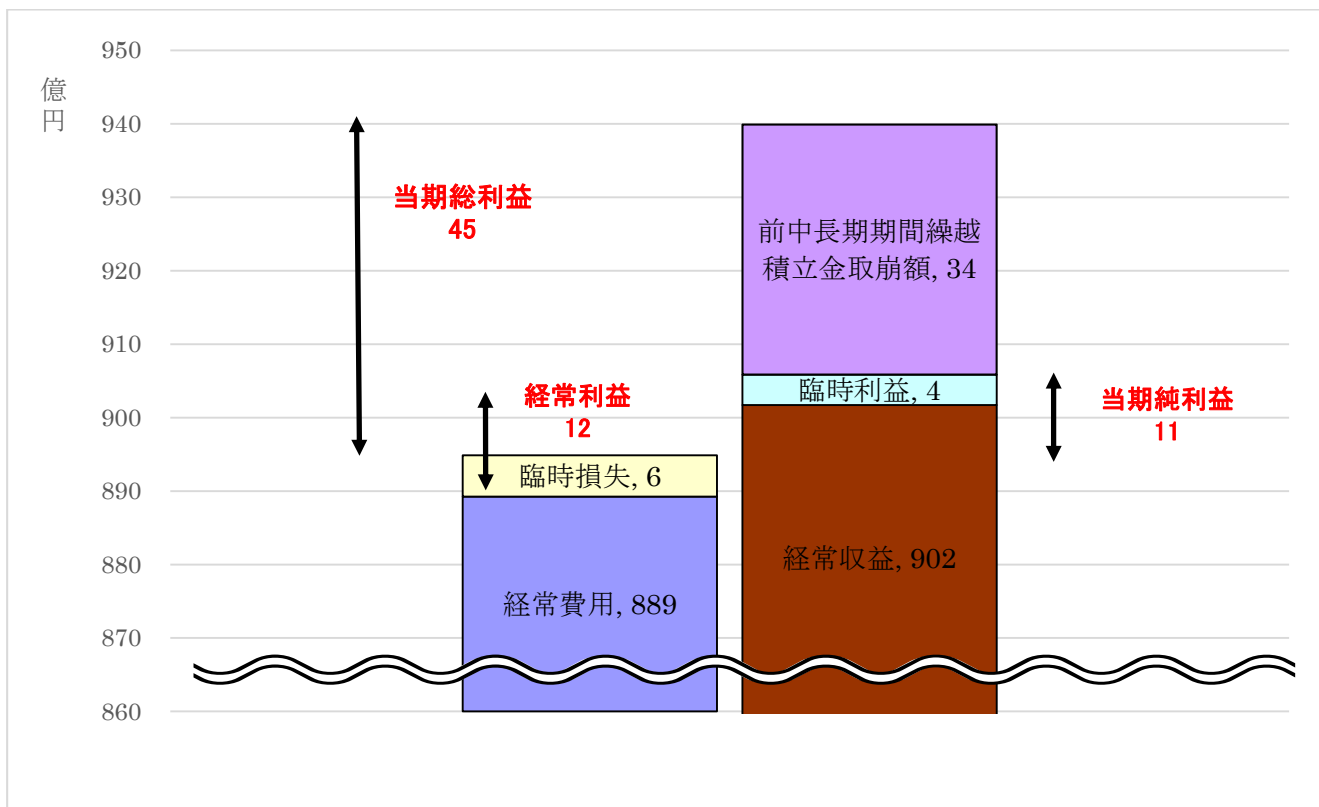


図 26 平成 27 年度損益計算書の概要 (2)

5.2.1. 経常費用

平成 27 年度の経常費用 889 億円のうち、研究業務費は 814 億円 (91.6%)、一般管理費は 75 億円 (8.4%) である。

研究業務費においては、人件費 (389 億円) が 47.7% を占める (図 27)。その他の研究業務費には、例えば消耗品費 64 億円、技術委託費 32 億円が含まれる。また、一般管理費には、人件費 (35 億円)、保守費 (17 億円)、電気料 (10 億円) などが含まれる。

なお、平成 22 年度 10 月の組織再編に伴い研究業務費及び一般管理費の見直しを行ったため、平成 22 年度より一般管理費率が減少傾向にあったが、平成 24 年度、平成 25 年度は電気料や燃料費の増加等の要因、平成 26 年度においては修繕改修費や建物老朽化等による解体工事による不用品処分費の増加等の要因により、若干上昇している (図 28)。

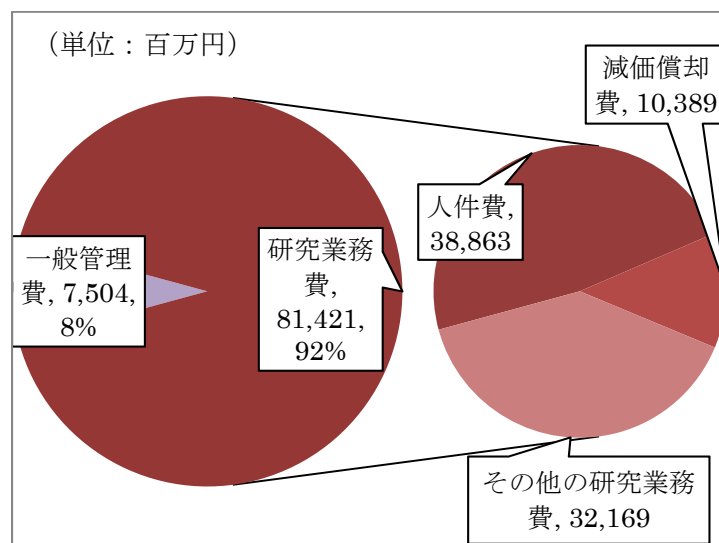


図 27 平成 27 年度経常費用の内訳

5.2.2. 経常収益

経常収益は収入決算額の構造 [6.1 参照] に似るが、資産見返負債を計上する運営費交付金等の財源については実際の収入額ではなく、減価償却費や除却見合の収益額が計上されている。

経常収益の主なものとしては、運営費交付金収益 591 億円 (65.6%)、受託収益 192 億円 (21.3%)、研究収益 55 億円 (6.1%)、補助金等収益 34 億円 (3.7%) などがある (図 29)。

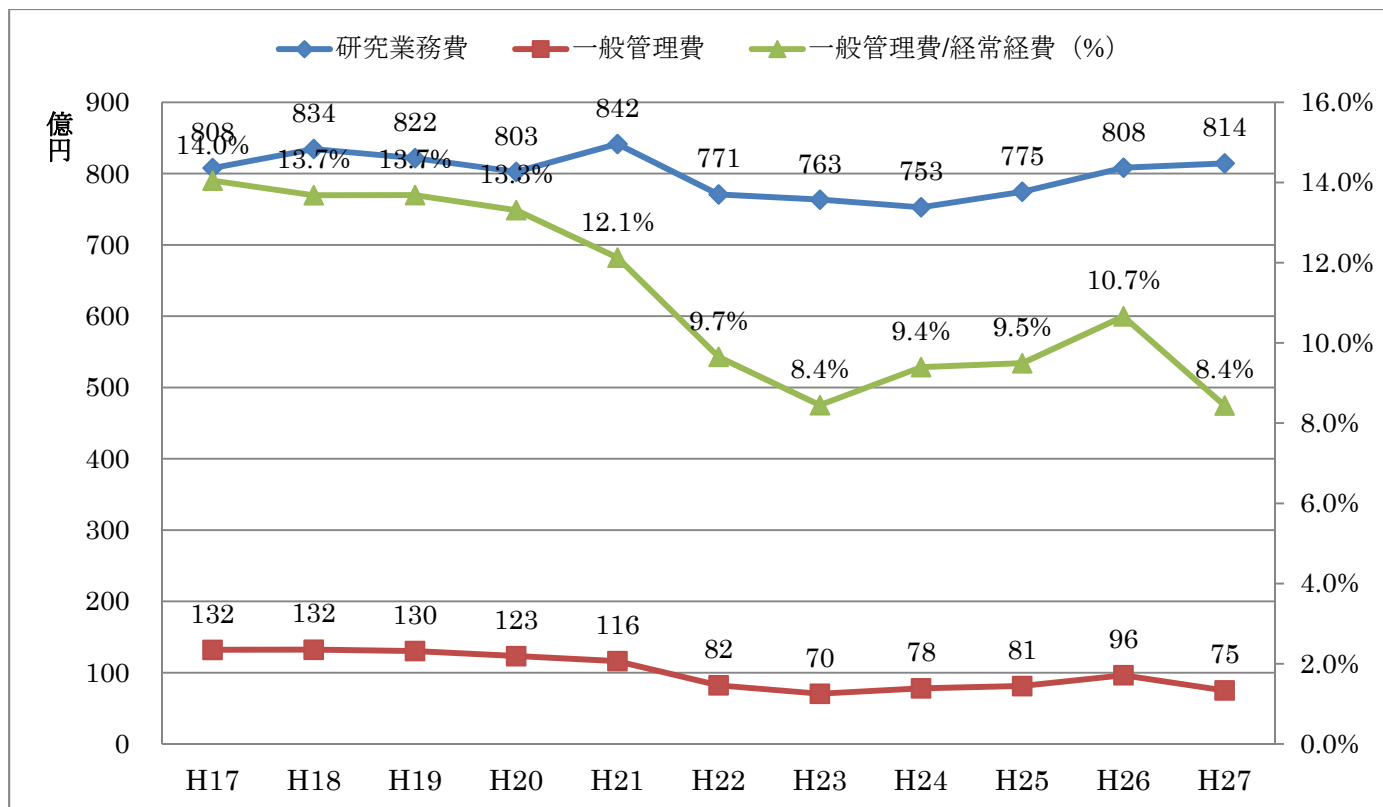


図 28 一般管理費、研究業務費の推移

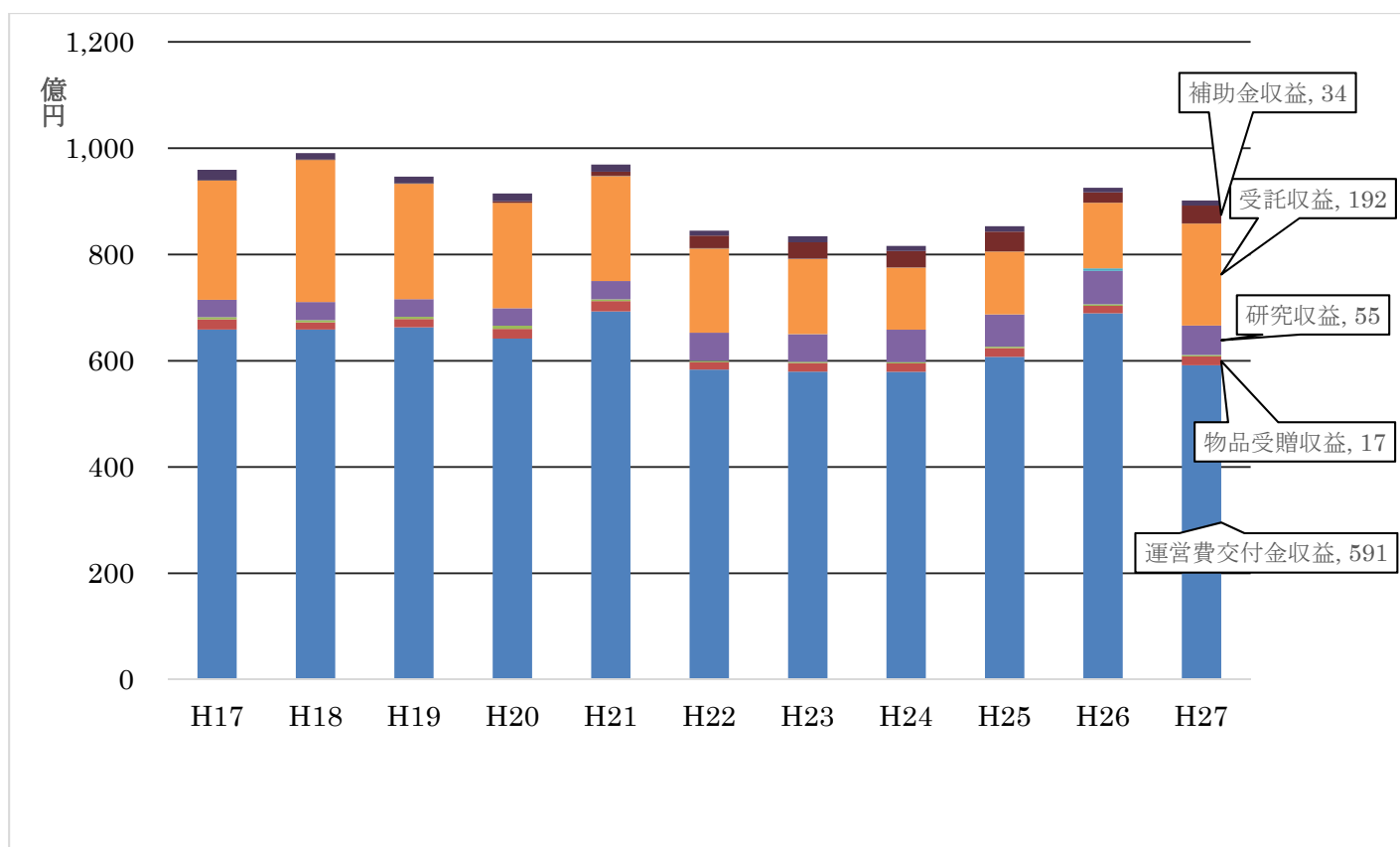


図 29 経常収益の推移

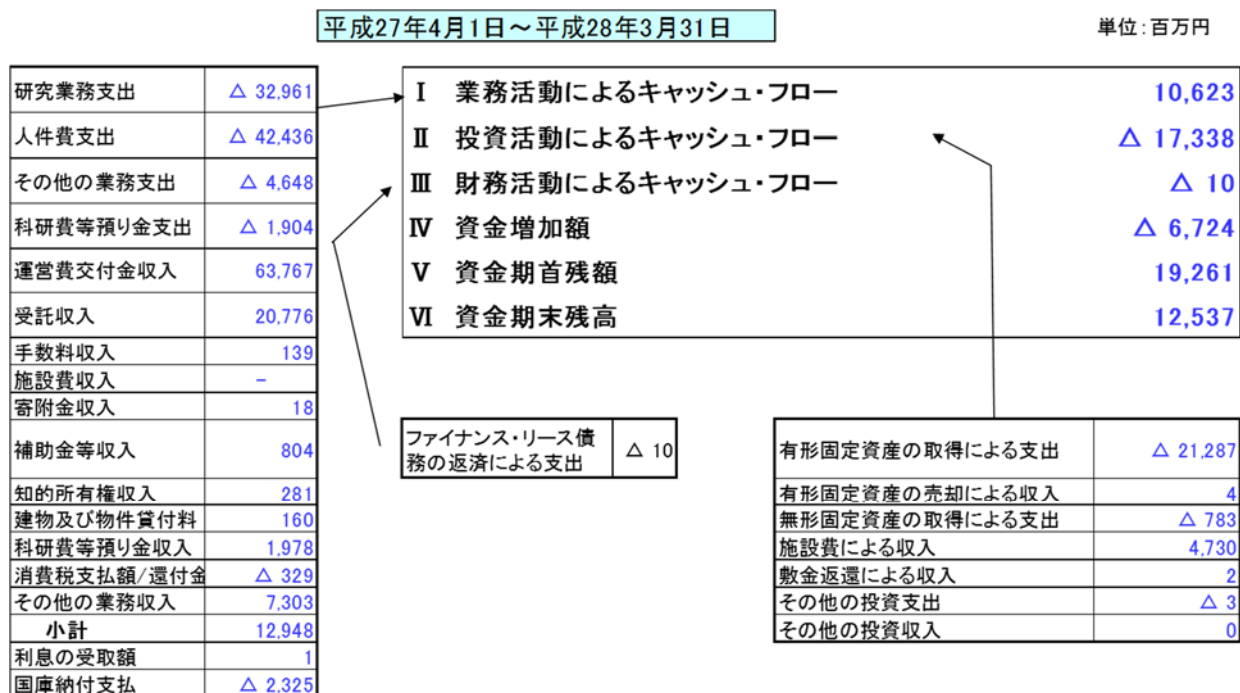
5.3. キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書とは、独法の一会計期間におけるキャッシュ・フロー（お金の流れ）の状況を報告するため、キャッシュ・フローを一定の活動区分別に表示する財務諸表であり、貸借対照表及び損益計算書と同様に独法の活動の全体を対象とする重要な情報を提供するものである。

キャッシュ・フロー計算書では、投資活動及び財務活動以外による取引を業務活動によるキャッシュ・フローに、固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等による取引を投資活動

によるキャッシュ・フローに、資金の調達及び返済による取引を財務活動によるキャッシュ・フローの区分にそれぞれ記載する（独法会計基準第67）。また、「VI 資金期末残高」の金額は、貸借対照表の現金及び預金の金額から、定期預金の額を除いた金額と一致する。〔5.1.1 参照〕

年度によって金額にばらつきはあるものの、長期的な傾向として主に業務活動によってキャッシュを獲得し、投資活動に支出している。財務活動によるキャッシュ・フローはファイナンスリースによるものであるが、平成 24、25 年度は対象案件がなく計上されていない（図 30、図 31）。



[注]金額欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数においては合計と一致しないものがある。

図 30 平成 27 年度キャッシュ・フロー計算書の概要

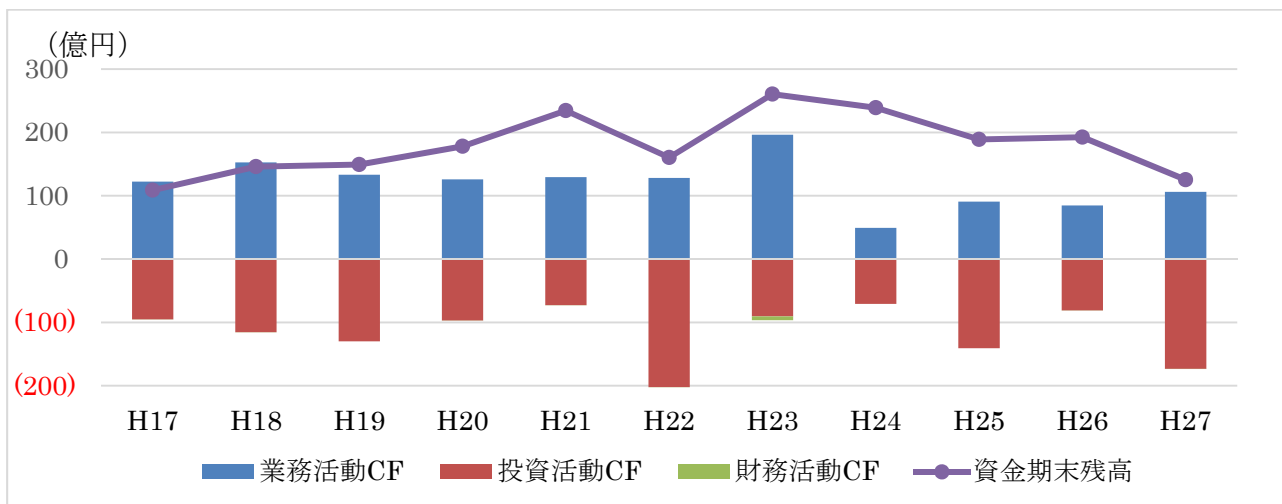


図 31 キャッシュ・フローの推移

5.4. 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト報告書は独法が業務運営を行う上で国民が負担するコストを一元的に集約し、国民の行政サービスに対する評価・判断に資するために作成される独法固有の財務諸表である。

行政サービス実施コスト計算書では、損益計算書で計上されない業務費用以外のコストや、国や地方公共団体から土地等を借受ける際に減免されている賃借料等、国や地方公共団体が本来得られたであろう利益（機会費用）を含めて表示される（通則法第 38 条）。

5.4.1. 損益計算書に計上されないコスト

損益計算書では業務費及び一般管理費として、業務に係る費用が表示されるが、行政サービス実施コスト計算書では、これらの費用に加えて損益計算書で計算されない国からの現物出資及び施設整備費補助金によって購入された資産に係る減価償却費及び除却損、一部の退職手当他、制度上費用に反映されていない負担相当額が計上されている(図 32 のⅡ～Ⅵ)。[3.6.4 参照]

5.4.2. 機会費用

独法が国又は地方公共団体財産の使用料を減免されて借受けている場合、市場を通じて国又は地方公共団体が得られていたであろう使用料との差額も、国民が負担するコストとして行政サービス実施コスト計算書に加えらる。

なお、国又は地方公共団体財産の減免された使用料による機会費用は、近隣の地代や賃借料を参考に計算されており、その他の政府出資等の機会費用の計算に使用した利率は、10 年利付国債の平成 28 年 3 月末利回りを参考に 0%で計算している。

平成27年4月1日～平成28年3月31日

単位：百万円

研究業務費	81,421	I 業務費用	62,252	
一般管理費	7,504		(1)損益計算書上の費用	89,488
臨時損失	564		(2)(控除)自己収入等	△ 27,236
物品受贈収益	△ 1,684	II 損益外減価償却相当額	12,214	
知的所有権収益	△ 283	III 損益外減損損失相当額	2,746	
研究収益	△ 5,525	IV 損益外除売却差額相当額	119	
受託収益	△ 19,177	V 引当外賞与見積額	496	
寄附金収益	△ 31	VI 引当外退職給付増加見積額	566	
雑益	△ 458	VII 機会費用	224	
臨時利益	△ 77	VIII(控除)法人税等及び国庫納付額	-	
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用	224	IX 行政サービス実施コスト	78,618	
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	0			

[注]金額欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数においては合計と一致しないものがある。

図 32 平成 27 年度行政サービス実施コスト計算書の概要

6. 収入及び支出決算の概要

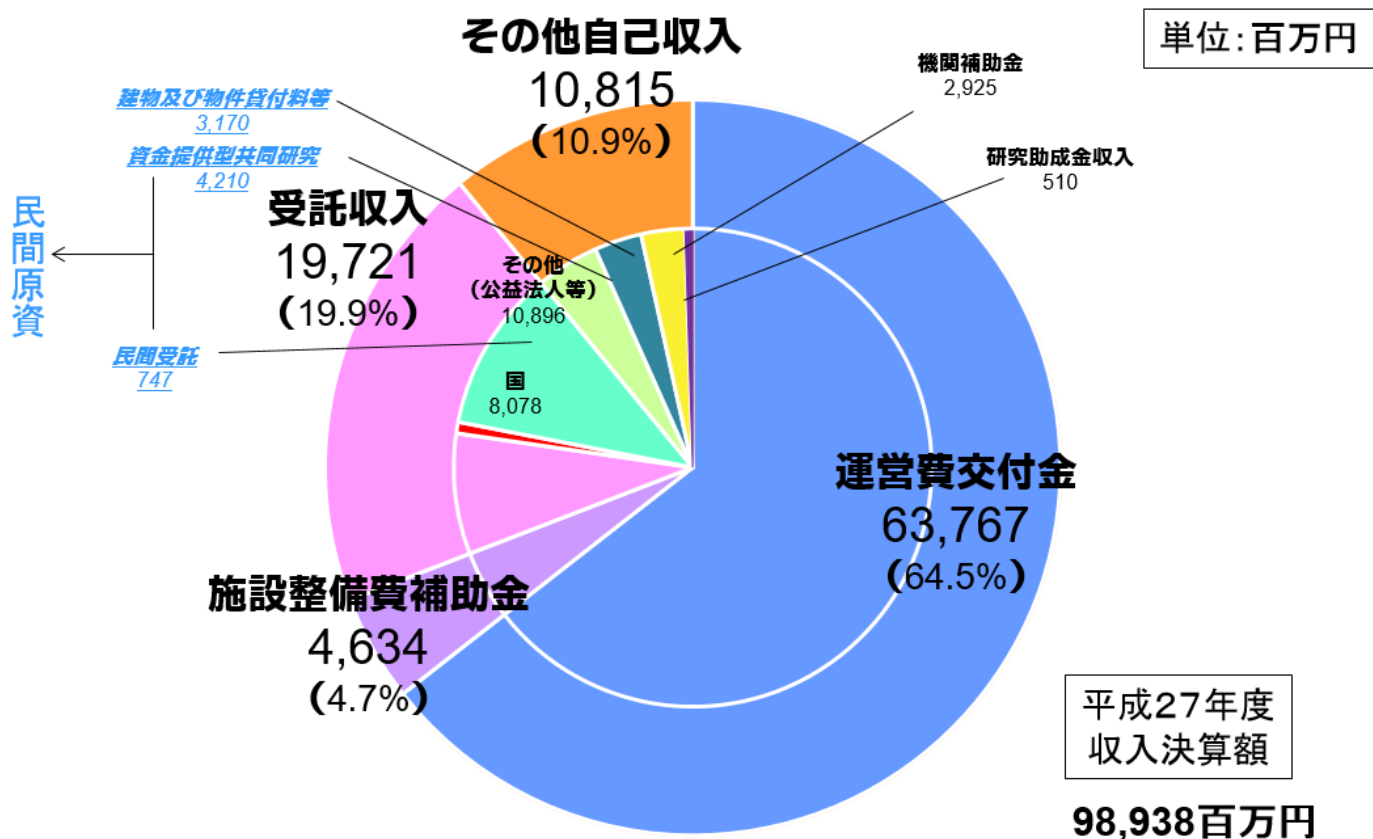
年度予算の区分に従って作成した「決算報告書」(通則法第 38 条第 2 項)に計上した収入と支出決算の内訳を以下に示す。

うち自己収入〔3.5 参照〕は前年度比 52 億円増加し 305 億円となった。

なお、民間受託及び資金提供型共同研究等を除いた公費収入の割合を試算すると、およそ 91.8% となる(図 33、図 34、図 35)。なお、運営費交付金は補正予算を含む。

6.1. 収入決算

平成 27 年度の収入決算額は 989 億円であり、



[注]金額欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数においては合計と一致しないものがある。

図 33 平成 27 年度収入決算額の概要

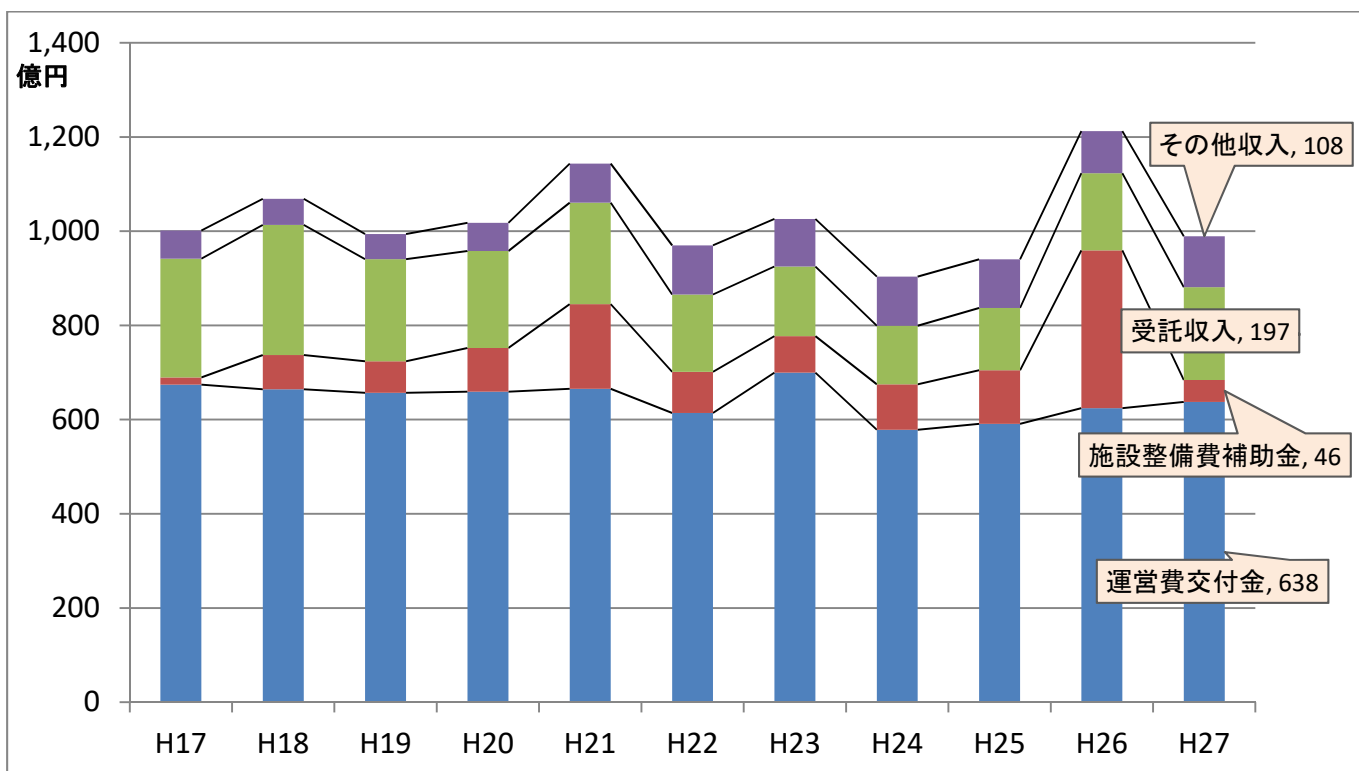


図 34 収入決算額の推移

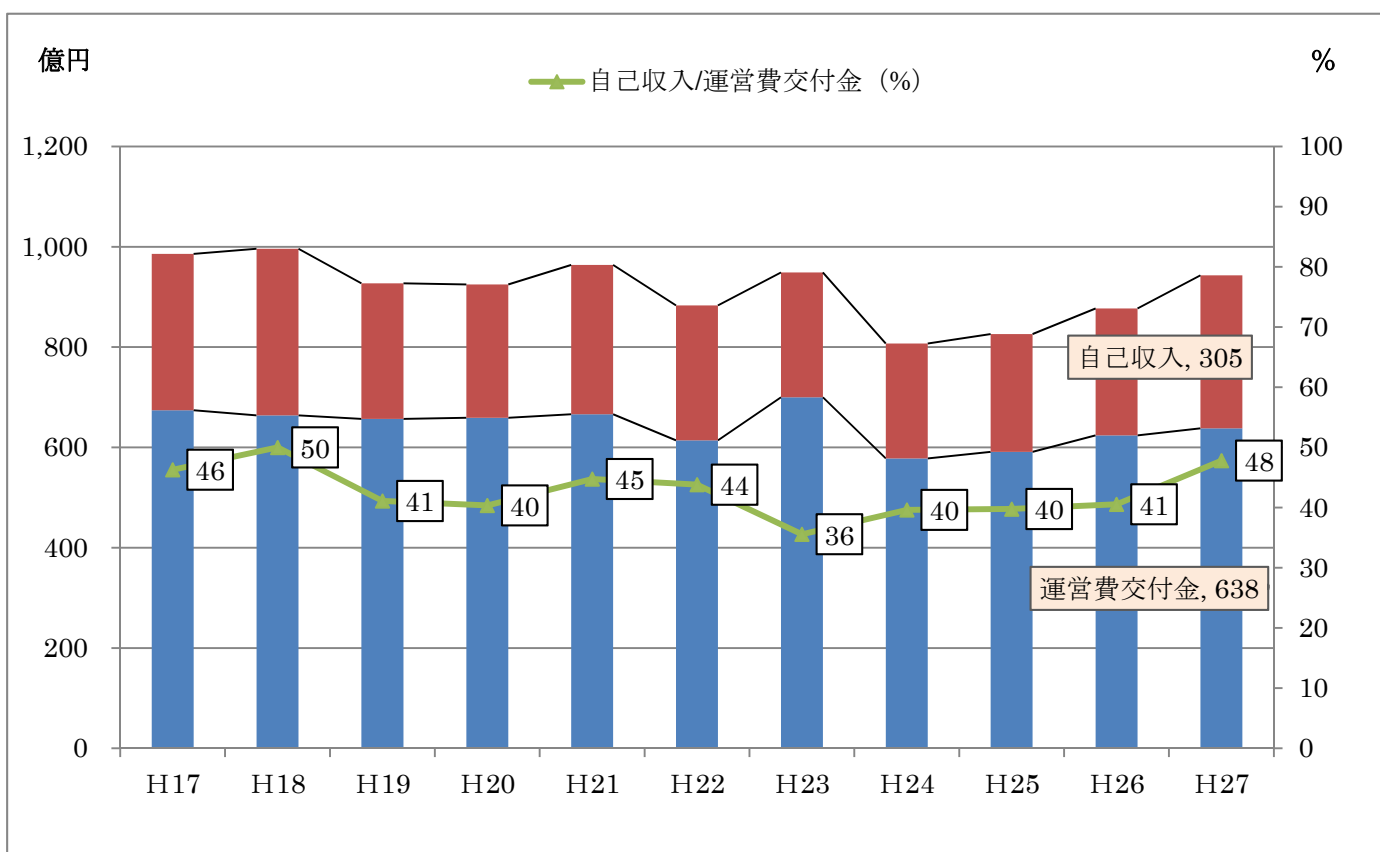


図 35 運営費交付金及び自己収入 (受託収入及びその他収入) の推移

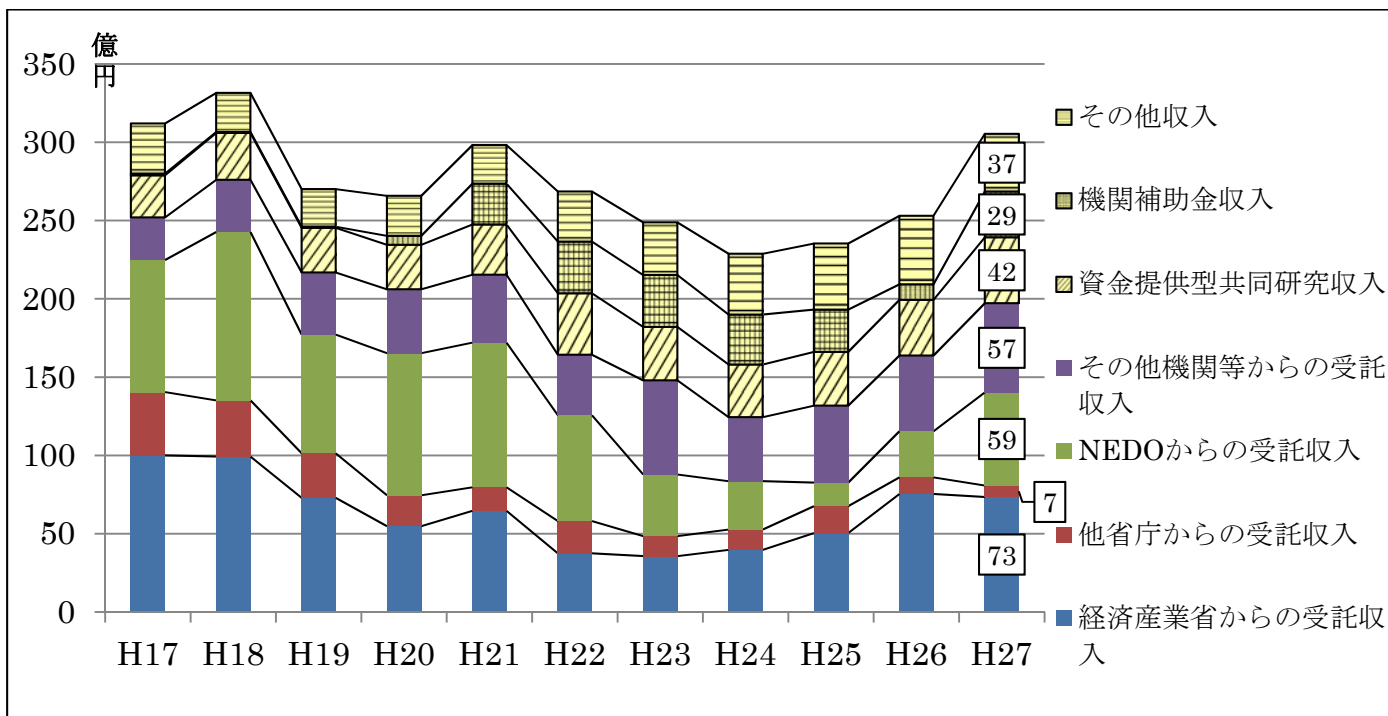


図 36 自己収入（受託収入及びその他収入）の推移

6.1.1. 受託収入

受託収入は平成 27 年度収入決算において 197 億円（19.9%）となった。このうち、経済産業省からの受託が 73 億円（37.2%）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）からの受託が 59 億円（30.1%）、環境省からの受託が 4 億円（2.0%）とつづく。

平成 26 年度比では、文科省からの受託収入が 2 億円、経済産業省からの受託収入が 2 億円減少したものの、NEDO からの受託収入が 30 億円増加するなどしたため、総額でおよそ 33 億円増加した（図 37、図 38）。

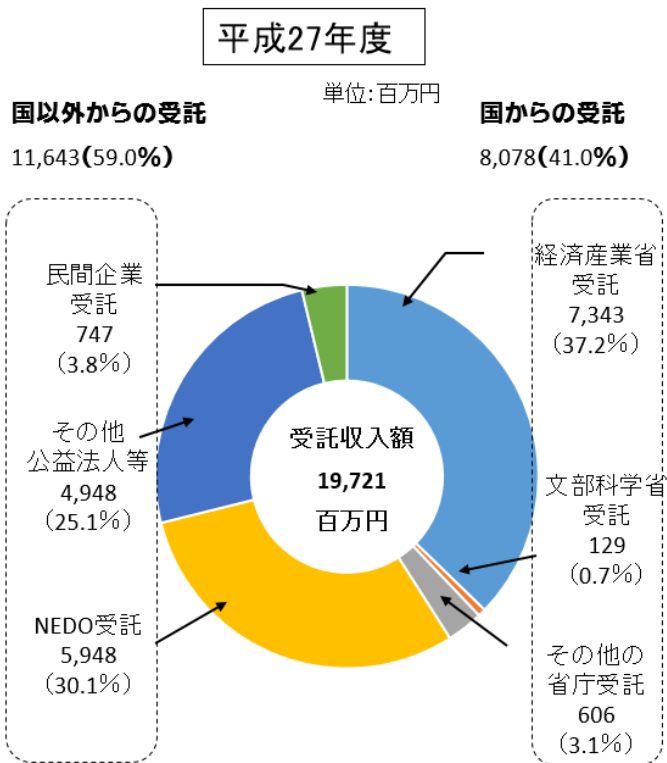


図 37 平成 27 年度受託収入の概要

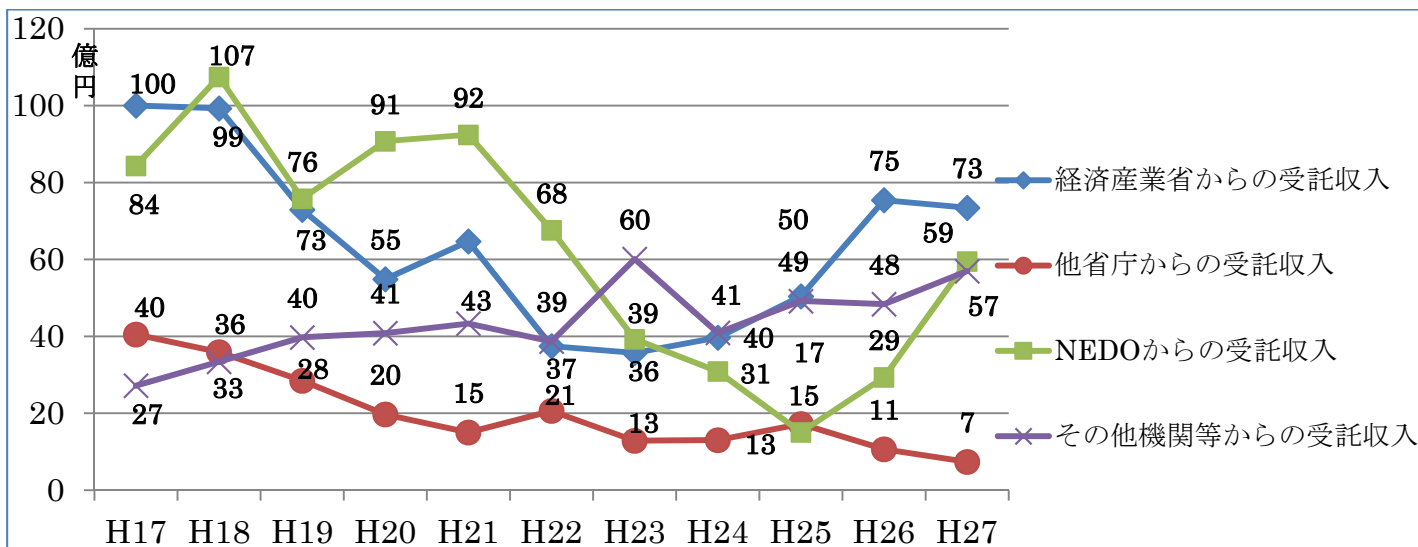


図 38 受託収入の推移

6.1.2. その他収入

受託収入を除くその他収入の平成 27 年度収入決算額は前年度より 19 億円増加した 108 億円 (10.9%) となった。

資金提供型共同研究収入 42 億円 (38.9%)、機関補助金 29 億円 (27.0%)、研究助成金収入 5 億円 (4.7%)、知的所有権収入 3 億円 (2.9%) などがある (図 39、図 40)。

なお、機関補助金とは、施設整備費補助金以外に、国等から産総研が受けた補助金を指す。平成 26 年度から当該収入が減少したのは、主に日本学

術振興会からの先端研究助成基金助成金 (最先端研究開発支援プログラム) が終了したことによる。平成 27 年度に当該収入が増加したのは、主に経済産業省からのメタンハイドレート開発促進事業費補助金 (20 億円) を獲得したことによる。

研究助成金収入とは、産総研に所属する研究者個人が受けた科学研究費補助金や NEDO グラント等の産総研への経理委任に伴い産総研が受ける間接経費を指す。

また、平成 27 年度から、多様な民間企業ニーズに答えるため、新たに技術コンサルティング制度を新設し、1 億円を獲得した。

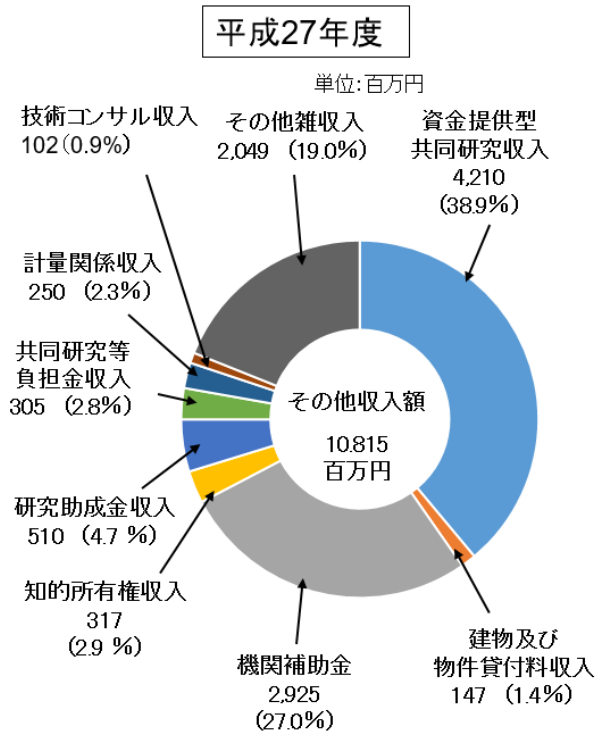


図 39 平成 27 年度その他自己収入の概要

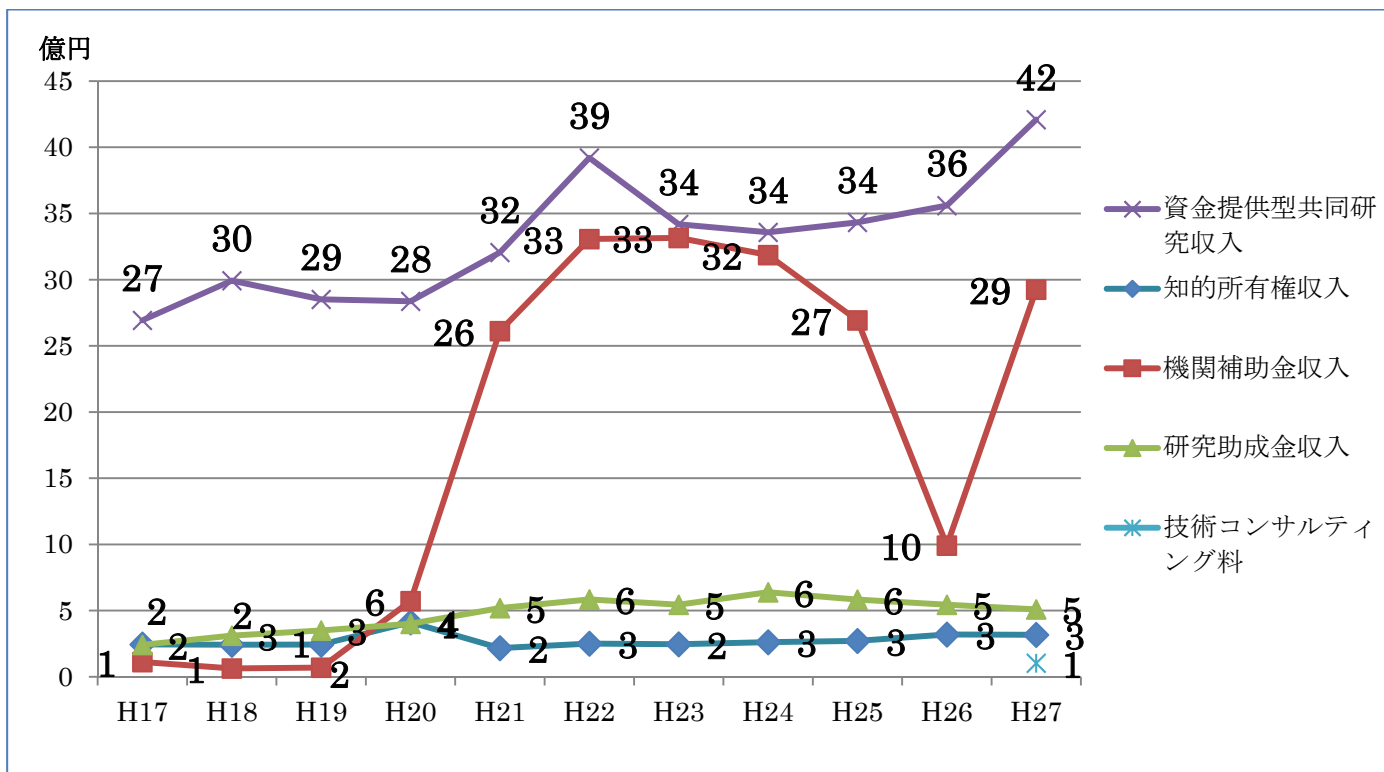


図 40 その他収入の推移

6.2. 支出決算

平成 27 年度支出決算額は 920 億円であり、研究業務に係る経費が 791 億円 (85.9%)、間接経費が 83 億円 (9.1%) を占めた (図 41、図 42)。

平成 26 年度比では、施設整備費が 281 億円減少するなどしたため、総額でおよそ 349 億円減少した。

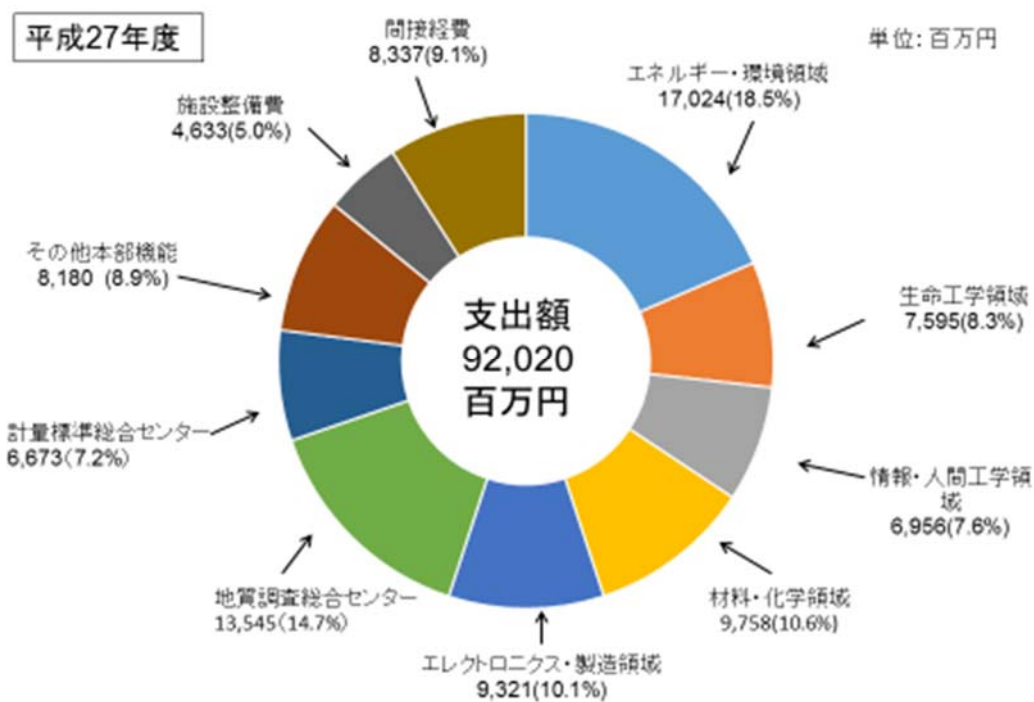


図 41 平成 27 年度支出決算額の概要

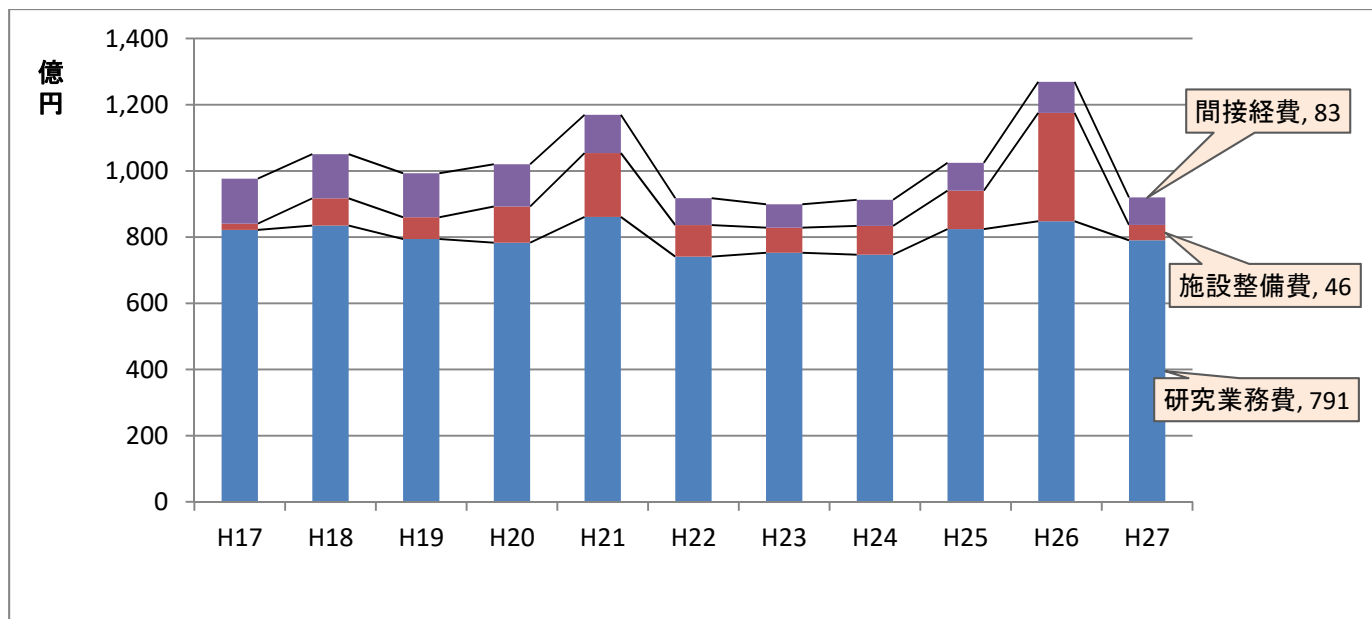


図 42 支出決算額の推移

7. 財務指標（財務分析）

7.1. 財務指標比較

財務指標は、財務諸表等の複数の金額を用いた法人の活動を表す指標として財務分析で用いる。

ここでは、財務分析で一般的に用いられる指標により産総研の財務状況を分析する（表 3）。

機関名		産業技術総合研究所		
		AIST (産総研)		
対象財務諸表		平成27年度		
法人規模 〔億円〕	総資産	357,348		
	総負債	54,531		
	純資産	302,818		
	経常費用	88,925		
	経常収益	90,171		
指標	(1)売上総利益率	総利益 / (経常収益 + 臨時利益 + 積立金取崩額)	4.8%	
	①営利企業における収益性を判断する基本的な指標 ②営利企業では20～25%程度			
	(2)付加価値率	付加価値(利益+人件費+減価償却費+租税公課) / 総収益	61%	
	①売上高(総利益)に占める付加価値の割合(付加価値には人件費、減価償却費を含む) ②営利企業では20%程度			
	売上高人件費比率	人件費 / 総収益	45%	
	・付加価値率のうち、人件費が占める割合 (付加価値率に占める構成率)			
	(3)総資産回転率〔回〕	(経常収益 + 臨時利益 + 積立金取崩額) / 総資産	0.3	
	①営利企業では資産額の何倍の売上有るかを表す ②営利企業では業種によって違うが、1～2回程度			
	安全性	(4)流動比率	流動資産 / 流動負債	99%
		①1年以内における決済能力を表す ②資金面の安全性を示す指標であり、一般に100%以上であれば、1年以内に支払不能になる可能性は低い		
		(5)自己資本比率	純資産 / 総資産	85%
	①総資産に占める自己資本(純資産)の割合。負債依存度が少ないほど大きくなり、経営の健全性を表す ②営利企業では一般に30%程度			
	その他	(6)減価償却率 = 資産老朽化率	減価償却累計額 / 期末残高	57%
		・資産における減価償却の進行度合		
		減価償却率(損益内)	減価償却累計額 / 期末残高	77%
①運営費交付金ないし自己収入等で取得した資産の減価償却率 ②研究設備等は短期間(4年間)で償却するため、この構成割合に依存することに留意が必要				
減価償却率(損益外)	損益外減価償却累計額 / 期末残高	47%		
①政府出資又は施設整備費補助金等で取得した資産の減価償却率 ②独法の財産的基礎の老朽化の程度を表す				

表 3 財務指標

7.1.1. 法人規模

産総研の総資産は 3,573 億円であり、総資産のうち 93%を、土地、建物、工具器具備品等である固定資産が占める。

総負債は 545 億円で、うち、運営費交付金（資産見返負債）の割合は、55%である。

7.1.2. 収益性分析

(1)売上総利益率

営利企業の財務分析においては、売上高に対する利益の割合等、収益性に係る指標が法人戦略の立案の上で最も重要となる。

一方で、独法においてはその会計制度上、基本的に損益が均衡する設計であることから、収益性の分析指標は参考にしかない。経済産業省「商工業実態基本調査」によれば、売上総利益率は、例えば製造業の場合、中小企業 25%、大企業 21%となるが、利益の獲得を目的としていない研究開発型独法では数%以下となっている。

(2)付加価値率

付加価値率とは、企業が商品の生産に当たって投じた費用及び利益を基に、企業の価値創造力を表す指標である。

財務省「平成 27 年度法人企業統計調査」によると、平成 27 年度の付加価値率は営利企業の平均では 21%であるが、産総研は 61%となっている。一般的に研究開発型独法は知的集約型の法人で人件費の割合が高いため、付加価値率も高くなる。

なお、外部への委託研究の規模が大きい場合、付加価値率は小さくなる。

7.1.3. 効率性分析

(1)総資産回転率

総資産回転率とは、資産の大きさに対する売上高の比率であり、営利企業においては、少ない資産でより大きな売上を確保することが望まれる。

「平成 27 年経済産業省企業活動基本調査」によると、例えば、平成 26 年度の製造業の総資産回転率は 0.9 回、サービス業では 1.4 回となっている。

産総研においては、売上高の代わりに経常収益及び臨時収益等の合計で試算すると、0.3 回となる。（研究開発型独法では 0.3 回程度。）

7.1.4. 安全性分析

(1)流動比率

流動比率とは流動負債に対する流動資産の割合であり、短期的な決済能力、即ち資金の安全性を表す。一般に 100%以上であれば 1 年以内に支払不能になる可能性が低いとされる。産総研は 99%であるが、問題は認められない。

(2)自己資本比率

自己資本は返却義務のない資本で、その比率は金融機関に対する規制基準に用いられる資金安全性の指標である。財務省「平成 27 年度法人企業統計調査」によると、営利企業の平成 27 年度の自己資本率の平均は、製造業で 46%、非製造業で 38%である。これに対して、産総研は 85%と非常に高い水準である。これは、純資産の殆どが、現物出資や施設費補助金で取得した土地や償却年数の長い建物等の不動産であるため、総資産に占める割合は高くなっている。なお、運営費交付金等で取得した研究装置等の償却年数は 4 年程度と短く、大きな割合を占めるまでには至らない。

7.1.5. その他の財務指標

(1)減価償却率

減価償却率は、独法が保有する資産において、減価償却が進捗している割合であり、資産の老朽化の程度として地方自治体での財務分析で用いられることがある。

独法においては、損益内の減価償却と、特定償却資産における損益外の減価償却を区別して分析する必要がある。

産総研の減価償却率は 57%で、運営費交付金等で取得した損益内の償却率は 77%と高いが、政府出資や施設費補助金で整備した損益外の償却率は 47%である。

7.2. その他の財務分析

7.2.1 収入対資産比率

収入対資産比率とは、保有資産が何年分の収入に相当するかを表す財務指標である。産総研で以下のとおり試算すると、平成 27 年度は 3.6 年となる。

$$\frac{\text{資産}}{\text{収入決算額}} = \frac{357,348}{98,938} = 3.6\text{年}$$

単位: 百万円

なお、収入対資産比率は一般に 3~7 年になると言われており、大きいほど事業インフラの整備が進んでいると言えるが、維持管理費の負担も往々にして増大する。

第 1 期では資産額や収入決算額の変動が大きかったため収入対資産比率も大きく変動したが、第 2 期以降は 3.0~4.0 年の範囲で安定的に推移している。

7.2.2 収入対支出比率

ある年度の収入額に対する支出額の比率は、支出をどれだけ当該年度の収入で負担しているかを表す。

産総研においては、平成 27 年度の収入対支出比率は 93.0%である。

中長期計画初年度である平成 27 年度は、過去の推移と同様に今後の支出に備えて支出が収入を下回る傾向がみられた (図 44)。

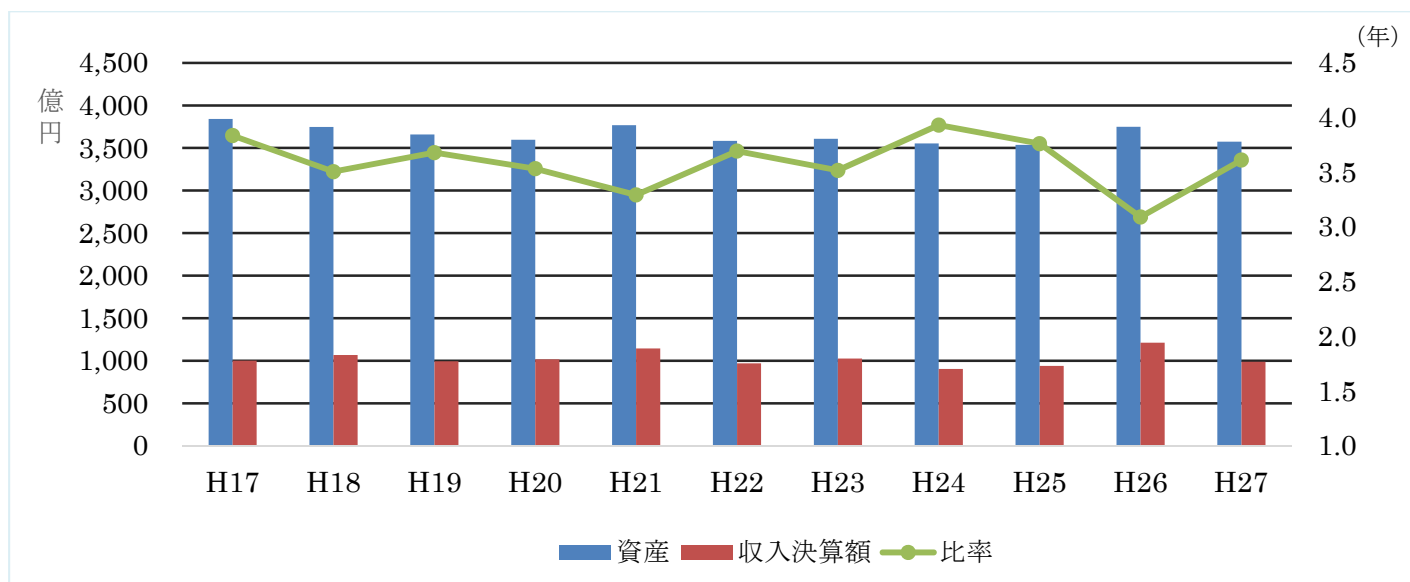


図 43 収入対資産比率推移

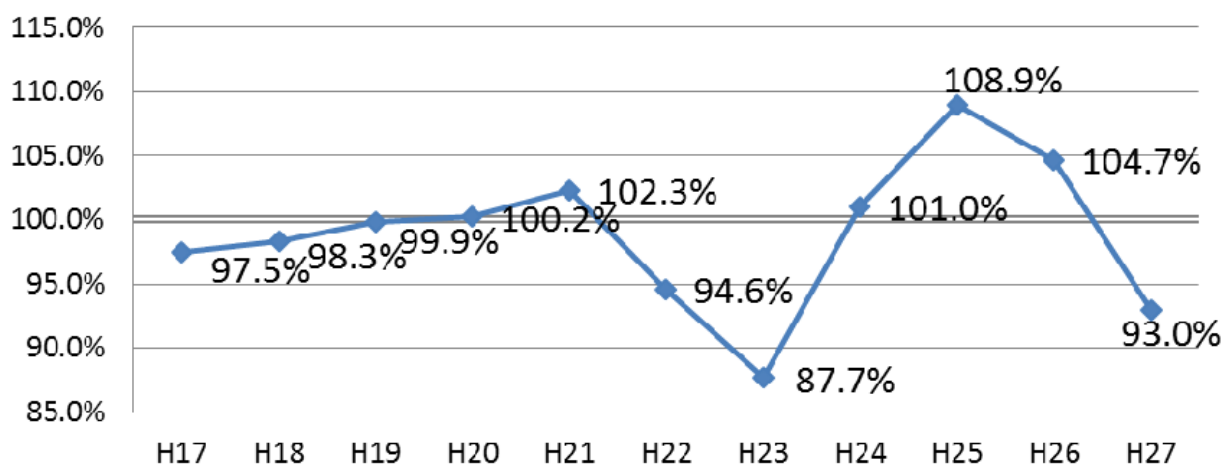


図 44 収入対支出比率の推移 (決算報告書ベース)